第10章 参考資料

第1節 国の下水道計画

1 これまでの下水道整備計画

わが国における下水道の計画的な整備は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法による下水道整備五箇年計画及び終末処理場整備五箇年計画によって開始され、昭和42年度以降は、下水道整備緊急措置法による第2次から平成3年度を初年度とする第7次の下水道整備五箇年計画へ発展してきました。これにより、平成6年度には全国平均の下水道普及率が50%を超えるまでになりました。

平成8年度を初年度とする第8次下水道整備五箇年計画では、折からの国や地方の財政収支悪化に伴い、平成9年末、財政構造改革の推進に関する特別措置法が制定され、計画期間を5年間から7年間に延長することとする第8次下水道整備七箇年計画(平成8年度から14年度)への改定がなされました。7年間の整備により、下水道普及率は平成14年度末65%に引上げられました。

平成15年3月、省庁再編のメリットを活かし、社会資本整備事業を重点的、効率的、かつ効果的に推進することを目的に「社会資本整備重点計画法」が成立、あわせて下水道整備緊急措置法は廃止されました。

平成15年10月には、社会資本整備重点計画法に基づ き、それまでの社会資本の整備に係る9つの事業分野別 計画を統合し、第1次の「社会資本整備重点計画」(平 成15年度から平成19年度を計画期間)が策定され、平成 27年9月に第4次の計画(平成27年度から平成32年度)が 策定されました。本計画では、将来にわたって安全・ 安心で豊かな国民生活と活力ある社会経済活動が可能 となるよう、「機能性・生産性を高める戦略的インフラ マネジメント」の具体化を図り、中長期的な見通しを 持った社会資本整備を進めていくため、社会資本の戦 略的な維持管理・更新、災害特性や地域の脆弱性に応 じた災害等のリスクの低減、人口減少・高齢化等に対 応した持続可能な地域社会の形成、民間投資を誘発し、 経済成長を支える基盤を強化、という4つの重点目標を 設定しており、これに基づく下水道の重点的、効果的 かつ効率的な整備を推進するとしています。

2 令和元年度下水道事業予算の概要

(1) 主要事項

令和元年度予算は以下の取組を主要事項としています。

<基本的な方針>

下水道事業においては、

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)、 「未来投資戦略2018」、「国土強靱化基本計画」
- ・「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、 「力強く持続的な経済成長の実現」、「豊かな暮らし の礎となる地域づくり」(国土交通省の基本方針)
- ・「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」 を踏まえ、以下の施策を推進。
- 1 安全・安心の確保/国土強靭化の推進
 - (1)浸水対策
 - ○下水道床上浸水対策事業の創設
 - ○事業間連携下水道事業の創設
 - ○下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
 - (2) 地震·津波対策
 - ○下水道総合地震対策事業の拡充
- 2 快適な生活環境・水環境の向上/潤いのある地域づくり
 - (1)普及対策
 - (2)公共用水域の水質保全
 - ○合流式下水道緊急改善事業の延伸
- 3 下水道事業の持続・成長/次世代を支える下水道 の推進
 - (1)下水道リノベーション
 - ○下水道リノベーション推進経費の創設
 - (2)ストックマネジメント
 - ○下水道事業におけるアセットマネジメント推進 経費の創設
 - (3) 広域化・共同化・PPP/PFI
 - ○下水道広域化推進総合事業の拡充
 - ○下水道における PPP/PFI 導入に向けた検討経 費の拡充
 - (4)水インフラ輸出の促進
 - ○下水道分野の水ビジネス国際展開経費の拡充
 - ○官民連携による海外インフラ展開経費の創設

第2節 下水道に関連する都の計画

1 都民ファーストでつくる「新しい東京」 ~2020年に向けた実行プラン~

(1) 概要

都は、平成28年12月、都民ファーストの視点に立った今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな4か年

(平成29年度から令和2年度)の実施計画として「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」を策定しました。

本プランでは、東京2020大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化し、『新しい東京』をつくるため、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティを実現し、東京の課題解決と成長創出に取り組んでいくこととしています。

また、ファースト戦略が示す首都東京の成長戦略として、東京が日本の成長エンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けた、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示しています。

さらに、明るい東京の未来像の一端を描く

「Beyond2020 ~東京の未来に向けて~」として、2060年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通した明るい東京の未来像の一端を提示しています。

(2) 下水道事業の位置付け

「セーフ シティ」では、7つの政策の柱のうち4つの柱に、また、「スマート シティ」では、8つの政策の柱のうち3つの柱に、当局の主な事業が位置付けられています。

図表10-1 「2020年に向けた実行プラン」の政策の柱と 主な下水道関連事業の位置付け

セーフ シティ

もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京

- ○再構築
 - →政策の柱4 都市インフラの長寿命化・更新
- ○浸水対策
 - →政策の柱3 豪雨・土砂災害対策
- ○震災対策
 - →政策の柱1 地震に強いまちづくり
 - →政策の柱2 自助・共助・公助の連携による防災力の向上
- ○汚泥処理
 - →政策の柱1 地震に強いまちづくり

スマート シティ

世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京

- ○合流式下水道の改善
- ○高度処理
- ○再生水
- ○単独処理区の編入
 - →政策の柱2 快適な都市環境の創出
- ○エネルギー・地球温暖化対策
 - →政策の柱1 スマートエネルギー都市
- ○国際展開
 - →政策の柱7 世界に開かれた国際・観光都市

第3節 下水道財政のしくみ

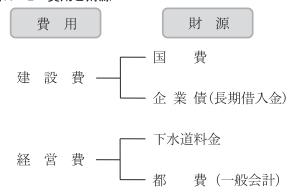
都の下水道事業は、水道事業や交通事業などと同じように地方公営企業として運営しており、お客さまからいただいている下水道料金などによって支えられています。

1 下水道事業の財政

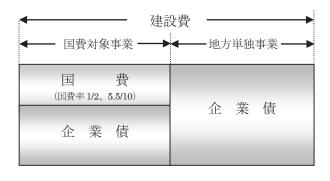
下水道事業の費用は、下水道管、ポンプ所、水再生センターなどを建設するための「建設費」と、完成した施設などを維持管理するための「経営費」の二つに大別できます。

建設費は、その対象施設や規模などが一定の基準を 満たした場合には、国から「国費」が交付されますが、 交付対象とならない工事も多くあります。 経営費は、 下水道施設を維持管理するための「維持管理費」と施 設の減価償却費や企業債の借入利息などの「資本費」 からなっています。

図表10-2 費用と財源



図表10-3 建設財源のしくみ



2 経費負担上の原則(独立採算制)

地方公営企業は、独立採算により事業を経営していますが、経営に要する経費の全てを料金で賄う訳ではありません。

地方公営企業の経費負担上の原則として、水道事業 の消火栓経費などの行政的経費や病院事業のへき地医 療経費などの不採算経費については、一般会計などが 負担することとなっています。

一般会計が負担する経費は、地方財政法第6条に規定されているほか、総務省の通知(「地方公営企業繰出金について」)により個々の事業について定められています。

このように、地方公営企業では、一般会計などで負担すべき経費をあらかじめ除外した上で、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制による経営が義務付けられています。

3 下水道経営費における経費の負担区分

下水道は、雨水と汚水を処理していますが、それぞれ経費の負担区分が異なっています。

雨水に係る経費については、社会全体が便益を受けることから一般会計(都税など)が負担しています。 汚水に係る経費については、特定の利用者が便益を

下水道事業におけるこのような費用負担の考え方を「雨水公費・汚水私費の原則」といいます。なお、汚

受けることから私費(下水道料金)で賄われています。

水に係る経費であっても、水質の規制に要する経費や 高度処理に要する経費などについては、公共性が強い ことから一般会計がその一部を負担しています。

都では、様々な経費について一般会計負担分と料金 負担分にそれぞれ区分し、負担割合を定めています。

4 下水道料金のしくみ

都では、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制により下水道事業を経営しており、下水道料金の設定に当たっては、最少の経費で最良のサービスを提供できるように心がけています。

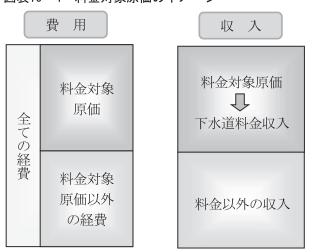
また、雨水量やお客さまから排出される汚水量を予測し、その予測に基づいた施設の建設や維持管理、職員の配置などを踏まえるとともに、お客さまサービスの充実や経営効率化など様々な要素を盛り込んで、料金水準や料金体系について設定しています

(1) 料金水準の設定

都では、経営計画期間中における全ての経費から、 下水道料金収入以外の収入を差し引いた総額を料金対 象原価としています。

この料金以外の収入の大半は、雨水の処理に要する 経費などに対する一般会計負担分である「一般会計繰 入金」です。

図表10-4 料金対象原価のイメージ



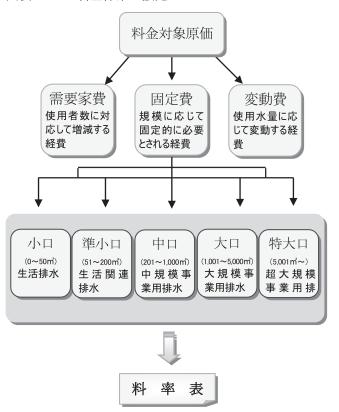
現行の料率表により推計した下水道料金収入見込額 が、料金対象原価に満たない場合には資金不足となり、 可能な限りの収支改善を図っても、なお資金不足額が 発生する場合は、お客さまに料金改定をお願いするこ ととなります。

(2) 料金体系

料金対象経費について、下水道を使用しているお客 さまに、どのように配分し負担していただくかという ことを体系化したものが、料金体系です。 都では、それぞれのお客さまの使用実態に応じて原価(料金対象経費)を配分し料金を設定する、個別原価主義の考え方によって料率表を作成しています。

都の下水道料金は、最低料金付従量逓増料金制をとっています。料金体系は次の基本的な考え方に基づき 設定しています。

図表10-5 料金体系の設定



ア 個別原価の重視

下水道を使用されるお客さまが負担する料金は、個々のお客さまの使用実態に応じて配分された個別原価に等しく決定されるという、個別原価主義の考え方を基調とします。

イ 生活排水への配慮

個別原価を重視しつつ、お客さまの日常生活に欠く ことのできない最低限度の排水である生活排水に対し ては、料金体系上低廉となるよう原価の配賦における 一定の配慮を行います。

ウ 環境に対する負荷の軽減

大口使用者、小口使用者ともに、汚水の排出者として環境に対する責任を有していることを考慮し、料金体系の設定を通じて節水への動機付けを行い、環境に対する負荷の軽減をめざします。

図表10-6 下水道料金の改定

| | 10㎡ 以下の分 | 11~20㎡ 1㎡につき | 21~ 1 m² k² | | 51~100㎡ 1㎡につき | 101~200㎡ 1㎡につき | 201~500㎡ 1㎡につき | 501~1000㎡ 1㎡につき | 1001㎡以上 1㎡につき |
|--------------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|------------------|
| 昭和55年4月1日から | 円 180 | 円 40 | 5. | 円 5 | 円 70 | 円 85 | 円 105 | 円 125 | 円 145 |
| 昭和56年4月1日から | 325 | 70 | 10 | 0 | 125 | 150 | 190 | 225 | 260 |
| 昭和59年5月1日から | 480 | 100 | 13 | 5 | 160 | 185 | 225 | 260 | 295 |
| 平成元年6月分から ※1 | 463 | 97 | 13 | 0 | 154 | 179 | 217 | 251 | 285 |
| 平成6年6月1日から ※2 | 536 | 112 | 15 | 1 | 179 | 208 | 252 | 291 | 331 |
| | 8㎡ 以下の分 | 9~20㎡ 1㎡につき | 21~30㎡ 1㎡につき | 31~50㎡ 1㎡につき | 51~100㎡ 1㎡につき | 101~200㎡ 1㎡につき | 201~500㎡ 1㎡につき | 501~1000㎡ 1㎡につき | 1001㎡以上 1㎡につき |
| 平成10年6月1日から (現行料率表)※3 | 560 | 110 | 140 | 170 | 200 | 230 | 270 | 310 | 345 |

※1 消費税転嫁のため、平成元年6月分以降の料金は、上記金額に100分の103を乗じて得た額

※2 消費税転嫁のため、平成9年6月分以降の料金は、上記金額に100分の105を乗じて得た額

※3 消費税転嫁のため、平成26年6月分以降の料金は、上記金額に100分の108を乗じて得た額

(3) 料金改定の推移

現行下水道料金は、平成10年第一回都議会定例会に おいて可決された「下水道条例の一部を改正する条例」 の中で定められました。改正点は、次のとおりです。

- ア 平成10年6月1日から平成9年度料金に対し平均 8.4%の料金改定を行う。
- イ 経費負担割合の見直しを行い、維持管理については、「雨水22:汚水78」を「雨水24:汚水76」に、資本費については「雨水60:汚水40」を「雨水61:汚水39」に改める。
- ウ 東京都下水道事業経営検討委員会の報告を踏まえ、 料率逓増度を約6.2倍から約4.4倍に緩和し、基本水 量を10㎡から8㎡に引き下げるとともに、水量区分を 8区分から9区分に細分化する。

(4) 大都市における下水道料金の比較

1か月に24㎡使った場合の下水道料金は、図表10-7のとおりとなっています。

※ 下水道料金は、地理的条件や建設年度などにより大きな影響を受けるため、単純な比較はできません。

図表10-7 1か月に24㎡使った場合の下水道料金

5 前経営計画の実績(平成25~27年度)

前回の経営計画における区部下水道事業の財政収支は、計画に対して収入が122億円下回ったものの、支出が203億円減少したことから、81億円の収支改善となりました。

図表10-8 平成25~27年度財政収支計画の実績

(単位:億円)

| | 計画 | 実績 | <u>ェ・恩ロル</u> 増減 |
|------------------------------------|--------|--------|--------------------|
| 収入 | 15,137 | 15,015 | -122 |
| 下水道料金 | 5,033 | 5,068 | 35 |
| 企業債 | 3,046 | 2,983 | -63 |
| 国費 | 1,404 | 1,421 | 17 |
| 一般会計繰入金 | 5,201 | 5,079 | -122 |
| その他収入 | 453 | 463 | 10 |
| 支出 | 15,176 | 14,973 | -203 |
| 維持管理費 | 3,070 | 2,979 | -91 |
| 元金償還金 | 5,579 | 5,579 | 0 |
| 企業債利子 | 1,217 | 1,116 | -101 |
| 建設費 | 4,350 | 4,412 | 62 |
| 改良費 | 960 | 886 | -74 |
| 収支差引過不足額 | -39 | 42 | 81 |
| 累積資金過不足額 平成24年度末 49 (計画時 54) | 15 | 90 | 75 |

※各計数は、原則として表示単位未満を四捨五入の ため、合計等に一致しないことがあります。

第4節 下水道関連法令

下水道に関する主な法令は図表10-9、10-10のとおりです。

まず、下水道を広く住民の利用に供する施設として 捉え、その適切な設置と管理について規定している下 水道法、東京都下水道条例等があります。

次に、下水道を事業として捉え、事業者である地方 公共団体が適正に事業を運営していくための法令とし て、地方自治法及び地方財政法があります。また、東 京都では条例により地方公営企業法を下水道事業に全 部適用し、地方公営企業として経営しています。

1 下水道の設置・管理に関する法令

(1) 下水道法

下水道をめぐる法制は、明治33年に制定された旧下 水道法に始まります。この旧法は、「土地の清潔を保持 すること」を下水道の目的として挙げていました。

昭和33年、社会情勢の変化を背景に、旧法を全面改正して下水道法が制定されました。その目的は、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すること」とされました。

昭和45年には、公害関係諸法の整備の一環として下 水道法も一部改正され、「公共用水域の水質の保全に資 すること」が目的に加えられました。その結果、水質 保全施設としての下水道の役割が明確になりました。

現行の下水道法は、7章 (総則、流域別下水道整備総合計画、公共下水道、流域下水道、都市下水路、雑

則、罰則) からなります。

第1章の総則は、法の目的を明示するとともに、「流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等」が、この法律の内容であることを述べています。

第1章の2では、都道府県は、特定の公共用水域について流域別下水道整備総合計画を策定しなければならない旨を規定しています。

第2章から第3章までは、公共下水道、流域下水道 及び都市下水路の管理運営に係る事項を規定していま す。

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 については、原則として市町村が行いますが、特別区 においては都が行っています。(第42条)設置に際し てはあらかじめ事業計画を定め、国土交通大臣に協議 しなければならず、供用開始の際は公示しなければな りません。供用開始後は、土地の所有者などに排水設 備の設置義務、トイレの水洗化義務が課せられます。

公共下水道管理者は使用者から使用料を徴収できます。また、公共下水道に排除される下水の水質について、規制することができます。一方、公共下水道からの放流水を一定の水質に維持しなければならず、終末処理場等から生じた汚泥等を適正に処理しなければなりません。このほか、管理者は、やむを得ない場合には下水道の使用を制限することができます。また、公共下水道の台帳を調製しなければなりません。

公共下水道に対し、流域下水道は、複数の市町村からの下水を受けて処理するためのものです。事業主体は都道府県です。構造の基準や放流水の水質の基準など、公共下水道の規定が広く準用されています。

都市下水路とは、通常、終末処理場を持たない開き ょで主として雨水排除のためのものです。

第4章では、国による費用の補助その他の財源に関する定めや管理者の監督処分等を雑則として規定し、第5章では、罰則などについて規定しています。

(2) 東京都下水道条例

下水道法第25条は、「この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める」としています。都ではこの規定を受けて、東京都下水道条例を定めています。

その第1条では、特別区内の公共下水道の管理及び使用については、下水道法その他の法令で定めるもののほかはこの条例の定めるところによるとし、第2条以下に、排水設備の接続方法、水質管理責任者の選任、使用開始の届出、下水道料金の料率・徴収方法・減免

その他の規定を置き、所要の事項を定めています。

(3) 東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終 末処理場の維持管理の基準に関する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の成立(平成23年8月30日公布)に伴い、下水道法が一部改正(平成24年4月1日施行)され、公共下水道の構造の基準等について、公共下水道管理者が政令を参酌して条例で定めるものと規定されました。

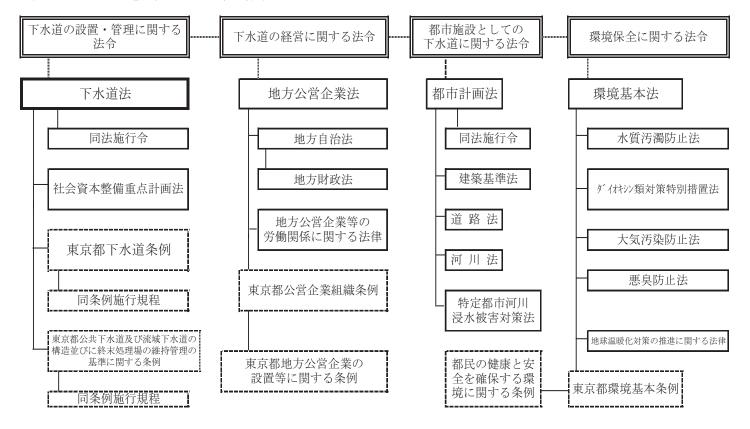
参酌すべき下水道法施行令の一部改正(平成 23 年 11 月 30 日施行)を受けて、東京都においても新たな条例を制定しました。(平成 25 年 4 月 1 日施行)

(4) 社会資本整備重点計画法

社会資本整備重点計画法は、下水道を含む社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、 平成15年4月1日に施行されました。

本法を根拠に、現在、平成27年度から令和2年度まで を対象とした第4次社会資本整備重点計画(平成27年9 月18日閣議決定)の計画期間中です。

図表10-9 下水道を位置付ける法令の体系



図表10-10 下水道事業に関わる主要関係法令の概要

| 項目 | 法令名 | 法令の概要又は局事業との関係 |
|-----|---------------------------|--|
| 基本法 | 下水道法 | 流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道の設置その他の管理の基準等を規定 |
| | 地方公営企業法 | 経営の基本・経営組織・財務・企業職員の身分取扱等について規定 |
| 経営 | 地方自治法 | 公の施設である下水道施設の設置・管理、利用に関しての使用料(下水道料金)等の徴収等について規定 |
| | 地方財政法 | 地方公営企業の経営の基本原則(独立採算制・特別会計の設置等)、地方債の運用等について規定 |
| | 地方公務員法 | 職員の任用・分限・懲戒・服務等について規定 |
| 労働 | 地方公営企業等の労働関係 に関する法律 | 地方公営企業に従事する職員の労働関係を定めたもので、団体交渉の範囲、争議行為の禁止等について規定 |
| 関係 | 労働組合法 | 職員の組織する労働組合、労働協約の締結、団体交渉の手続等について規定 |
| | 労働基準法 | 職員の労働条件の基準となる事項等について規定 |
| | 環境基本法 | 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の基準を定めること等を規定 |
| | 水質汚濁防止法 | 特定施設を設置する工場、事業所から公共用水域に排出される水の水質について規定(水再生センターからの放流水はこの法律により 規制される。) |
| | ダイオキシン類対策特別措置法 | 事業場における事業活動に伴い発生するダイオキシン類の排出基準について規定(ダイオキシン類取扱施設の下水を処理する水再生センターの処理水及び汚泥焼却施設の排出ガスは、この法律により規制される。) |
| 環 | 大気汚染防止法 | 一定規模以上のボイラ-、乾燥炉、焼却炉から発生するばい煙排出の規制等について規定 |
| 境保 | 悪臭防止法 | 規制地域内の事業場等(水再生センターを含む。)における事業活動に伴って発生する悪臭の規制等について規定 |
| 全 | 騒音規制法 | 一定規模以上の空気圧縮機及び送風機を設置する下水道施設の騒音の規制等について規定 |
| | 振動規制法 | 一定規模以上の圧縮機を設置する下水道施設の振動の規制等について規定 |
| | 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 | 廃棄物の収集、運搬及び処分について規制しており、下水道管理者以外の者が下水汚泥を運搬又は処分する場合の基準等について規定 |
| | 地球温暖化対策の推進 に関する法律 | 温暖化対策の推進を図るため、事業活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等について規定 |
| | 都市計画法 | 下水道を都市計画に定めるべき都市施設として位置付けるとともに、都市計画及び都市計画事業を決定、施行、変更する場合等について規定 |
| | 社会資本整備重点計画法 | 下水道を含む社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するための社会資本整備重点計画の根拠法 |
| | 河川法 | 土地の占用許可、工作物の新築等の許可等について規定 |
| | 特定都市河川浸水被害対策法 | 著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部の特定河川について、流域水害対策計画の策定、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出 抑制のための規制等を規定 |
| 計 | 道路法 | 下水道管きょを布設する際に必要な道路の占用許可等について規定 |
| 画基 | 道路交通法 | 下水道施設の工事に係る道路の使用許可(77条)等について規定 |
| 準 | 共同溝の整備等に 関する特別措置法 | 特別の道路に係る共同溝の建設・管理、共同溝への下水道管設置に係る占用許可等について規定 |
| | 建築基準法 | 配管設備の設置及び構造の技術基準等について規定 |
| | 建築物における衛生的環境 の確保に関する法律 | 建築物における給水及び排水の管理基準等について規定 |
| | 建設業法 | 工事の請負契約の適正化等について規定 |
| | 電気事業法 | 下水道施設における自家用電気工作物の保安管理 (42条) 等について規定 |
| | 水防法 | 水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に対する下水道管理者の協力等について規定 |
| その他 | 行政手続法 | 申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する手続き等を規定 |

2 下水道の経営に関する法令

(1) 地方自治法

地方自治法は、日本国憲法第92条の地方自治の本旨に基づいて、地方自治制度の骨格を定める法律です。普通地方公共団体の経営する企業については、第263条で「組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める」とされ、地方公営企業法などで規定されています。

(2) 地方財政法

地方財政法は、地方財政の運営等に関する基本原則 を定めています。公営企業で政令で定める事業につい ては、特別会計の設置と独立採算の原則を要求してお り、公共下水道事業はこれに該当します。したがって、 公共下水道事業は、特別会計により、かつ独立採算制 を採用して経営されなければなりません。

(3) 地方公営企業法

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業の 組織、財務及び職員の身分取扱いその他企業の経営の 根本基準を定めている法律です。

地方公営企業の経営に関しては、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定めています。

その主な特色として、経済性の発揮と公共の福祉の 増進、公営企業管理者の設置、企業会計方式による処 理等が挙げられます。特に、公営企業管理者は、地方 公営企業の業務を執行し、当該業務執行に関して地方 公共団体を代表するなど広範な権能を有しています。

地方公営企業は、本法の適用という視点から、3つに分けられます。①法の規定の全部が当然に適用されるもの、②法の規定の一部が当然に適用されるもの、③条例で定めるところにより法の規定の全部又は一部が適用されるものの3つであり、下水道事業は③に該当します。

当局は、「東京都公営企業組織条例」及び「東京都地 方公営企業の設置等に関する条例」によって、地方公 営企業法の規定の全部適用を受け、特別区内の下水の 排除及び処理を行う地方公営企業として位置付けられ ています。

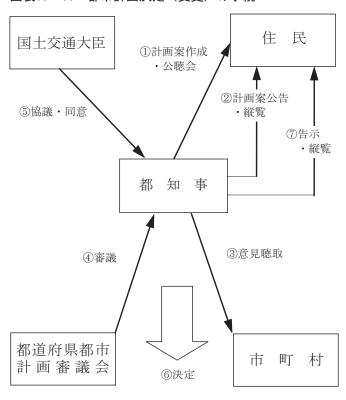
地方公営企業法を全部適用する場合は、原則、公営 企業管理者を置くこととしており、都の下水道事業の 場合、 局長が公営企業管理者となっています。

3 都市施設としての下水道に関する法令

(1) 都市計画法

都市計画法は、都市計画に関し必要な事項を定める ことにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、 国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するこ

図表10-11 都市計画決定(変更)の手続



とを目的として制定されたものです。

下水道は、重要な都市施設として名称、位置、排水 区域などを都市計画で定めなければなりません。都の 下水道における都市計画決定(変更)の手続を図示す ると、図表10-11のようになります。

(2) 建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としたものです。下水道関係では、排水設備の設置義務規定や、処理区域内においては、便所は、公共下水道に連結された水洗便所以外の便所としてはならないとの規定を設けています。

(3) 道路法、河川法

道路法又は河川法は、下水道工事との関連では、道路又は河川管理施設と公共下水道等の施設が相互に効用を兼ねる場合の兼用工作物の工事、道路又は河川管理者以外の者が管理者の承認を受けて行う道路又は河川の工事について規定しています。

下水道管の布設に関連しては、道路又は河川の占用許可等に関する規定があります。

(4) 特定都市河川浸水被害対策法

特定都市河川浸水被害対策法は、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、河川管理者、下水道管理者などが連携し、総合的な浸水被害対策を講じていくため、流域水害対策計画の策定、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出

の抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公 表などの制度が規定されています。

4 環境保全に関する法令

(1) 環境基本法、東京都環境基本条例

この法律及び条例は、環境保全に関する基本的な理 念と施策とを定めています。国及び地方公共団体(条 例においては都)は、下水道の整備のため、必要な措 置を講ずるものとされています。

(2) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場、事業場から公共用水域に排出される水の水質を規制するものであり、水再生センターからの放流水はこの法律により規制されています。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による環境汚染の防止及び除去を行うことを目的として制定された法律です。

ダイオキシン類を排出する施設からの汚水又は廃液を含む下水を処理する水再生センターは、特定施設として、本法による水質排水基準が適用されます。

また、汚泥焼却施設からの排出ガスについても、同 法による規制を受けています。

(4) 大気汚染防止法、悪臭防止法

汚泥焼却炉、ボイラー、ガスタービンなどいくつか の施設は、大気汚染防止法上のばい煙発生施設に該当 し、様々な規制を受けています。

悪臭防止法では、水再生センターなどが規制の対象 となっています。

(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律は、地球規模で の温暖化対策の推進を図るため、行政、事業者及び国 民の責務や、各主体の取組を促進するための措置など を規定した法律です。

地方公共団体の責務としては、自ら排出する二酸化 炭素などの温室効果ガスの排出抑制措置を講ずるとと もに、区域の住民、事業者が行う排出抑制活動を促進 するための情報提供を行うことなどが規定されていま す。特に、大量のエネルギーを消費する下水道事業に おいては、計画的な温室効果ガスの削減が求められて います。

(6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)

環境確保条例は、従来の産業型公害にかわって増加 してきた都市型・生活型公害、さらには地球環境問題 に対応するため、平成12年12月に東京都公害防止条例 を全面改正して制定された条例です。 自動車公害対策に係る措置の強化、化学物質の適正な管理と排出抑制、オゾン層破壊物質に関する措置、土壌汚染・地下水汚染対策に係る措置、環境負荷の低減化に係る措置などが新たに規定されました。平成15年10月から施行されたディーゼル車の運行制限についても同条例に規定されています。

水再生センターは指定作業場に指定され、水質汚濁 防止法の上乗せの排水基準による規制を受けています が、この全面改正によりその基準が強化されています。

(7) その他

下水汚泥を運搬又は処分する場合は、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」の規制の対象となります。

また、公共下水道又は流域下水道の水再生センター の設置又は変更(いずれも一定の要件以上)をする場合は、「東京都環境影響評価条例」の適用を受けます。

5 下水道関連法令の主な動き

(1) 平成8年の下水道法の一部改正

平成8年6月に下水道法の一部が改正され、発生汚泥等の適切な処理と、脱水、焼却、再生利用等による減量化を下水道管理者の責務として明確化するとともに、下水道の暗きょ部分に光ファイバー等の電線を設けることができるようになりました。

(2) 平成12年の下水道法の一部改正

平成11年7月の地方分権一括法の成立に伴い、下水道 法の一部が改正され(平成12年4月1日施行)、公共下水 道(広域的水域に係る地域で流域別下水道整備総合計 画が定められていない地域に係るもの並びに都道府県 及び指定都市が設置するものを除く。)に係る事業計画 の認可等が、建設大臣又は厚生大臣から都道府県知事 に委譲されました。

(3) 平成15年の下水道法施行令の一部改正

平成15年9月に下水道法施行令の一部が改正され(平成16年4月1日施行)、未制定であった公共下水道又は流域下水道の構造における技術上の基準が新たに規定されました。

また、合流式下水道の改善を進めていくため、雨天時に下水を公共用水域に放流する吐口からの放流水量を減少させるような適切な高さの堰の設置や雨水の影響が大きい時の放流水の水質基準について規定されました(経過措置により原則10年、例外20年の猶予期間あり。当局の区部は20年後、流域は10年後から適用)。

さらに、水処理の高度化として、水処理施設を下水 道管理者が放流先の状況等を考慮して定める計画放流 水質の区分に応じた処理方法により下水を処理する構 造とすることや、放流水の水質の基準に富栄養化の原 因となるちっ素やりんを追加することについて規定さ れました。

(4) 平成17年の下水道法の一部改正

平成17年6月に下水道法の一部が改正され、同年11月1日に施行されました。この改正は、三大湾、湖沼等の閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、ちっ素やりんを除去することができる処理施設の設置などの推進を図ることなどを目的とするものです。内容は、主として次の3点となっています。

ア 高度処理の積極的な推進

一定の流域別下水道整備総合計画には、水再生センターごとのちっ素含有量等の削減目標量などを定めなければならないこととし、また自治体間で高度処理を協力して行うことを可能とする。

イ 広域的な雨水排除の推進

公共下水道に排除される雨水のみを受けて、複数の 市町村の区域における雨水を排除する下水道を、雨水 流域下水道として都道府県が主体となって整備可能と する。

ウ 事故時の措置の義務付け

特定事業場における事故により、有害物質や油を公共下水道に排出した場合、応急措置を講ずるとともに、 事故状況などの概要を公共下水道管理者に届けなければならない。

(5) 平成18年の下水道法施行令の一部改正

平成18年11月に下水道法施行令の一部が改正され (同年12月11日施行)、公共用水域における水生生物の 保全を図るため、特定事業場から下水道に排除される 下水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る排水基準が 強化されました。

(6) 平成23年の下水道法の一部改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、下水道法の一部が改正され、平成24年4月1日に施行されました(1年間の経過措置あり。)。この改正で、公共下水道等の構造の技術上の基準及び終末処理場等の維持管理の基準について、条例に委任されました。

(7) 平成27年の下水道法の一部改正

多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、改正下水道法を含む「水防法等の一部を改正する法律」が平成27年5月20日に公布され、同年7月19日に一部施行、同年11月19日に完全施行されました。主な改正点は次のとおりです。

ア 地域の実情に応じた浸水対策

都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する浸水被害対

策区域制度を創設するとともに、下水道による汚水処理を行わない地域において、雨水排除に特化した下水道整備を可能とする雨水公共下水道制度を創設する。

イ 持続的な機能確保のための下水道管理

下水道の機能を持続的に確保するため、下水道の維持修繕基準を創設するとともに、下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設する。

ウ 再生可能エネルギーの活用促進

再生可能エネルギーの活用を促進するため、下水道の暗きょ内に民間事業者が熱交換器を設置することを可能とする規制緩和を行う。

第5節 これまでの技術開発研究成果

東京都の下水道技術は、基礎研究はもとより、施工性、施設の効率性を高めることに重点をおいて発展してきました。近年では、お客さまの安全を守り、安心で快適な生活を支えるための技術(再構築、浸水対策、震災対策、維持管理)や良好な水環境と環境負荷の少ない都市を実現するための技術(水処理、合流式下水道の改善、エネルギー・地球温暖化対策、資源の有効利用、維持管理)をテーマに社会変化に適合した技術開発に重点を置いて取り組んでいます。

これまでの研究開発について、その主な成果を図表 10-11、10-12、10-13、10-14に示します。

| 年 度 | 備考 | 項目 | 年 度 | 備考 |
|-------------|--|--|-------------|--|
| nm -c. | | | 1 2 | 7用 |
| 昭 和 61年度 | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒューム ㈱との共同開発 | 液状化脱水汚泥の焼却シス テム | | オルガノ㈱、中外炉工業㈱との公募型 共同研究 |
| 昭 和 61年度 | | 汚泥集約処理における返水 処理システム | 平 成 9年度 | ㈱荏原製作所との公募型共同研究 |
| 昭 和 61年度 | | 既設矩形きょ等の更生工法 (自由断面SPR工法) | 平 成 9年度 | 東京都下水道サービス㈱、積水化学工 業㈱、足立建設工業㈱との公募型共同 研究 |
| 昭 和 62年度 | | 高温好気性菌を利用したふ さの減量化技術 | 平 成 10年度 | 東京都下水道サービス㈱、栗田工業㈱ との公募型共同研究 |
| 昭 和 62年度 | 石神井川流域に導入 | ポンプ軸受の無注水化 | | ㈱クボタ、㈱日立製作所、㈱酉島製作所 との公募型共同研究 |
| 昭 和 63年度 | | 生物学的窒素・りん同時除去 の高効率化技術 | | 日立プラント建設㈱、㈱クボタ、㈱荏原 製作所、日本ガイシ㈱、㈱タクマとの公 募型共同研究 |
| 昭 和 63年度 | | シールド工事から発生する泥 土の処理システム | 平 成 12年度 | 鹿島建設㈱、大成建設㈱、戸田建設㈱、 西松建設㈱との公募型共同研究 |
| 平 成 元年度 | | 廃熱利用による建設泥土の 再生技術 | 平 成 12年度 | 月島機械㈱、日本硝子㈱、三菱重工業 ㈱との公募型共同研究 |
| 平 成 2年度 | | 速効性消毒剤を用いた注入 システム | 平 成 12年度 | ㈱荏原製作所との公募型共同研究 |
| 平 成 2年度 | ㈱イセキ開発工機との公募型共同研究 | 管きょ周辺空洞調査機 | | 鹿島建設㈱、リテックエンジニアリング ㈱との公募型共同研究 |
| 平 成 2年度 | ㈱東芝との公募型共同研究 | 活性汚泥中含有りんの効率 的除去技術 | | 日立プラント建設㈱、前澤工業㈱、三菱 マテリアル㈱、との公募型共同研究 |
| | | | | ㈱クボタ、月島機械㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 |
| 平 成 3年度 | (財)土木研究センターほか18社との公 募型共同研究 | ステップ流入式嫌気無酸素 好気法 | | 砂町水再生センター、多摩川上流水再 生センターなどに導入 |
| 平 成 3年度 | 中外炉工業㈱との公募型共同研究 | コンパクトシールド工法 | | 東京都下水道サービス㈱、㈱熊谷組、 ㈱大林組、㈱佐藤工業㈱、ジオスター ㈱、㈱小松製作所との共同開発 |
| 平 成 4年度 | | 非開削耐震化工法 (ガリガリ君) | 平 成 13年度 | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒュー ム㈱、㈱ハネックスとの共同開発 |
| 平 成 4年度 | | 効率的な汚泥濃度計 | | 東京都下水道サービス㈱、オルガノ㈱、 巴工業㈱、㈱明電舎、㈱オートマチック システムリサーチ、芝浦システム㈱との 公募型共同研究 |
| 平 成 4年度 | 三菱重工業㈱との公募型共同研究 | 硝化制御システムの省エネ ルギー効果の実証調査 | | 三菱電機㈱とのノウハウ+フィールド提 供型共同研究 |
| 平 成 5年度 | 荏原インフィルコ(㈱との公募型共同研究 | 粒度調整した汚泥焼却灰の 有効利用 | | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒューム㈱、羽田ヒューム管㈱、クニミネ工業 ㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同 研究 |
| 平 成 5年度 | | | | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒューム ㈱、住建コンクリート工業㈱、ハネックス ㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同 研究 |
| 平 成 5年度 | 月島機械㈱との公募型共同研究 | | | 日本ガイシ㈱とのノウハウ+フィールド 提供型共同研究 |
| 平 成 5年度 | 日本ガイシ㈱との公募型共同研究 | 高度処理用砂ろ過材再生・ 再利用の調査 | | 栗田工業㈱、㈱トーケミとのノウハウ+ フィールド提供型共同研究 |
| 平 成 5年度 | | | | 日立プラント建設㈱、㈱荏原製作所、 ㈱クボタ、日本ガイシ㈱、㈱タクマとのノ ウハウ+フィールド提供型共同研究 |
| | 研究 | (水面制御装置) | 13年度 | 東京都下水道サービス㈱、日本工営㈱ との共同開発 |
| | | ポンプ所における越流負荷 の効率的除去技術 | | ㈱西原環境衛生研究所、日本理水設 計㈱との公募型共同研究 |
| 平 成 7年度 | 荏原実業㈱、㈱荏原製作所との公募型 共同研究 | 既存流動焼却システムの高 効率化技術 | 平 成 14年度 | 日本ガイシ㈱、三菱重工業㈱、月島機 械㈱、㈱クボタとの公募型共同研究 |
| 平 成 7年度 | | 生物学的窒素りん除去運転 支援ソフト | 平 成 14年度 | ㈱安川電機、㈱日水コンとの公募型共 同研究 |
| | 昭6 昭6 昭6 昭6 昭6 昭7 平7 平7 平7 平7 平7 平7 平7 | 日1年度 の水再生センターに導入 東京都下水道サービス㈱、足立建設工業㈱、積水化学工業㈱との共同開発 | 昭和 | 昭和 8 含水再生センターに導入、その後11 61年度 の水再生センターに導入、その後11 61年度 の水再生センターに導入 22年版 足立建設工 信由断面52年工法 61年度 8 和 東部下水道サービス牌、足立建設工 信由断面52年工法 61年度 8 和 大小・ブレス型脱水機の脱水効率を高 高温好気性菌を利用した。 20年度 昭和 「東京アメッシュ」としてお客さまにも降雨 63年度 情報を提供 7 中成 20年度 第 中人 20年度 12年度 7 中成 20年度 第 中人 20年度 7 中人 20年度 8 中外 20年度 9 日本 20年度 8 中外 20年度 9 日本 20年度 |

| X10 12 土な明九册元 | ,001500 | . (2) | | | (十)以30十)及不为(工) |
|--|-------------|--|--------------------------------------|-------------|--|
| 項目 | 年 度 | 備考 | 項目 | 年 度 | 備考 |
| 有機物・有機酸自動測定装置の 開発にかかる基礎実証調査 | 平 成 14年度 | 横河電機㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 省エネルギー型ハニカム濃縮 機に関する共同研究 | | 東京都下水道サービス㈱、三機工業 ㈱とのノウハウ+フィールド提供型共 同研究 |
| ポンプ設備用完全無注水化シス テムの実用化 | 平 成 14年度 | (株電業社機械製作所とのノウハウ +フィールド提供型共同研究 | 分水人孔用電動式円弧型スク リーン | | ㈱荏原製作所、新明和工業㈱とのノ ウハウ+フィールド提供型共同研究 |
| 粒度調整灰を使用したセグメント | 平 成 15年度 | 東京都下水道サービス㈱、ジオスター㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | | | 東京都下水道サービス㈱、日本ガイシ㈱とのノウハウ+フィールド提供型 共同研究 |
| ディーゼルエンジン排ガス除塵・ 脱臭用触媒フィルタ等の開発 | 平 成 15年度 | 日本ガイシ(㈱、旭硝子(㈱との公募 型共同研究 | 硫黄固化体の後貼りボード工 法 | | ㈱大林組、新日本石油㈱、足立建設 工業㈱との簡易提供型共同研究 |
| 運転ナビゲーション・システム技 術 | 1 ///- | 三菱電機㈱、㈱東芝、㈱日立製作 所、富士電機㈱、㈱明電舎との公募 型共同研究 | | | 東京都下水道サービス㈱、荏原環境 エンジニアリング㈱とのノウハウ+フィ ールド提供型共同研究 |
| 脱水分離液からのりん除去技術 | 平 成15年度 | 日立プラント建設㈱、前澤工業㈱、 三菱マテリアル㈱とのノウハウ+フィ ールド提供型共同研究 | 二次覆工一体型シールド工法 の急曲線部セグメントの開発 | | 新日本製鐵㈱、㈱熊谷組、前田建設 工業㈱、フジミエ研㈱、ジオスター㈱、 石川島建材工業㈱、㈱大林組、佐藤 工業㈱、積水化学工業㈱、㈱小松製 作所、JFE建材㈱との公募型共同研究 |
| 二段造粒式沈殿濃縮装置 | | (㈱荏原製作所とのノウハウ+フィー ルド提供型共同研究 | 無濃縮及び低濃度汚泥の脱 水技術の開発 | | (㈱石垣とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 |
| 低コストマイクロ水力発電設備の 実用化研究 | 平 成 15年度 | 東京電力㈱とのノウハウ+フィール ド提供型共同研究 | | | 東京都下水道サービス㈱、東亜グラウト工業㈱、㈱冨士機とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 |
| 越流水整流板 | 平 成 15年度 | セイコー化工機㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | ポンプ所放流渠滞留水の浄化 に関する共同研究 | 平 成 19年度 | 横河電機㈱との簡易提供型共同研究 |
| 耐酸性モルタル及び耐食性FR P補強材による下水道施設にお ける劣化コンクリート補修工法 | 平 成 15年度 | 日本ジッコウ㈱とのノウハウ+フィー ルド提供型共同研究 | 大口径管きょ調査用カメラシス テムの開発 | 平 成 19年度 | 管清工業㈱との簡易提供型共同研究 |
| 砂ろ過施設の機能向上技術 | | ㈱タクマ、㈱荏原製作所、栗田工業 ㈱、日本ガイシ㈱との公募型共同 研究 | | | 東京都下水道サービス㈱、日本コンク リート工業㈱、石川島建材工業㈱、大 成ユーレック㈱との簡易提供型共同 研究 |
| ハイブリッド脱臭材による効果的 な脱臭技術 | | 東京都下水道サービス㈱、栗田工 業㈱とのノウハウ+フィールド提供 型共同研究 | 再生水処理技術の開発 | 平 成 19年度 | メタウォーター㈱との公募型共同研究 |
| 放電式脱臭技術の高濃度臭気 への適用研究 | | (㈱タクマとのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 薄膜型太陽電池による太陽光 システムの開発 | | シャープ㈱とのノウハウ+フィールド提 供型共同研究 |
| 下水道水質監視システム | 平 成 16年度 | 東京都下水道サービス㈱、東亜ディーケーケー㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 混合汚泥に対する二重円筒 加圧脱水機の脱水性能の共 同研究 | 平 成 20年度 | 月島機械㈱とのノウハウ+フィールド 提供型共同研究 |
| 汚泥からの有機酸回収と活用技 術 | 平 成 17年度 | 住友重機械工業㈱との公募型共同 研究 | 二段燃焼による温暖化対策技 術の開発 | 平 成 20年度 | メタウォーター(株)との簡易提供型共同研究 |
| 硫黄固化体の耐腐食性能調査 | | (株大林組、新日本石油㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 汚水ますの管口補修治具に関 する共同研究 | | 東京都下水道サービス㈱、東亜グラウト工業㈱との簡易提供型共同研究 |
| 汚泥集約化に向けた大型回転ド ラム型汚泥濃縮機の開発 | 平 成 17年度 | (株)タクマとのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 大型多重円盤型スクリュープレ ス脱水機の実用化検証 | | アムコン㈱とのノウハウ+フィールド提 供型共同研究 |
| 深層曝気槽における低動力型 攪拌機の開発 | | (㈱神鋼環境ソリューションとのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 触媒を用いたN ₂ O排出量削減 技術の開発 | | メタウォーター(㈱とのノウハウ+フィー ルド提供型共同研究 |
| 運転ナビゲーション・システムを 用いた運転操作支援の実検証 | 平 成 17年度 | 三菱電機㈱、㈱東芝、㈱日立製作 所、富士電機㈱、㈱明電舎とのノウ ハウ+フィールド提供型共同研究 | | | 月島機械㈱、三機工業㈱・メタウォーター㈱、巴工業㈱、㈱石垣、㈱クボタ・ 寿工業㈱との公募型共同研究 |
| | | (㈱荏原製作所、東京ガス㈱とのノウハウ+フィールド提供型共同研究 | 小型ます用逆流防止装置の 開発 | | 東京都下水道サービス㈱、クボタシー アイ㈱との簡易提供型共同研究 |
| 雨天時下水の無薬注高速処理 技術の開発 | | 日立プラント建設㈱とのノウハウ+ フィールド提供型共同研究 | 下水道管路の自動洗浄装置 の開発 | | 東京都下水道サービス㈱、日本工営 ㈱、管清工業㈱との簡易提供型共同 研究 |
| 防菌コンクリートに粒度調整灰を 加えたコンクリート製品の耐久性 確認に関する共同研究 | | 日本ヒューム㈱とのノウハウ+フィー ルド提供型共同研究 | 水処理から発生する一酸化二 窒素の連続測定計の開発 | | メタウォーター㈱との簡易提供型共 同研究 |
| 非開削マンホール浮上抑制工 法の開発 | 平 成 18年度 | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒュ ーム㈱、日本工営㈱との簡易提供 型共同研究 | | | |

| 凶衣10-13 土ん | よ研究開 | 光リル | 木(3) | | | (平成30年度木現在) |
|----------------------------------|---------------|-------------|---|---|-------------|---|
| 項目 | | 年 度 | 備考 | 項目 | 年 度 | 備考 |
| スーパーアッシュの保 への適用技術の開発 | | | | アンモニア計と硝酸計を組み 合わせた曝気空気量の制御技 術の開発 – 硝化脱窒同時処理 技術 – | 平 成 25年度 | 東京都下水道サービス㈱、メタウォーター㈱との簡易提供型共同研究 |
| 合流式下水道におけ 越流水の汚濁濃度計測 の開発 | る雨天時 則システム | 平 成 22年度 | 東京都下水道サービス㈱、㈱明電舎とのノウハウ+フィールド提供型 共同研究 | 脱水機と焼却設備のユニット制 御システムの開発 | | 東京都下水道サービス㈱、メタウォーター㈱、巴工業㈱との簡易提供型共同研究 |
| 鉄電解によるりん回収・ 術の開発 | | | 東京都下水道サービス㈱、月島機 械㈱とのノウハウ+フィールド提供 型共同研究 | 水処理から発生する一酸化二 窒素(N ₂ O)の排出抑制技術の 開発 | 平 成 25年度 | メタウォーター(㈱とのノウハウ+フィー ルド提供型共同研究 |
| 汚泥調質における凝集 術の開発 | 集制御技 | 平 成 22年度 | 東京都下水道サービス㈱、㈱石垣 とのノウハウ+フィールド提供型共 同研究 | 下水熱利用太陽熱投入型高効率吸収ヒートポンプシステムに 関する共同研究 | | 東京下水道エネルギー㈱、東京ガス ㈱とのノウハウ+フィールド提供型共 同研究 |
| 更生管マンホール接糸 化工法(耐震一発くん) | | | 東京都下水道サービス㈱、㈱メーシックとの共同開発 | 下水道管路自動洗浄装置(フラッシュゲート)と水面制御装置 による合流改善効果に関する 共同研究 | 平 成 25年度 | 東京都下水道サービス㈱、日本工営 ㈱、管清工業㈱とのノウハウ+フィー ルド提供型共同研究 |
| 大口径既設管耐震化工 開発 | | | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒュ ーム㈱、㈱コンセック、日本工営㈱ とのノウハウ+フィールド提供型共 同研究 | | | 東京都下水道サービス㈱との簡易提供型共同研究 |
| 省エネ型流動焼却炉シ よる温室効果ガス削減 用化検証 | /ステムに 技術の実 | 22年度 | | た共同研究(燃焼最適化システム) | 平 成 26年度 | 三菱重工環境・化学エンジニアリンク ㈱との簡易提供型共同研究 |
| 焼却灰中の有害物質の びりん回収技術の開発 | | 23年度 | 東京都下水道サービス㈱、メタウォ ーター㈱とのノウハウ+フィールド 提供型共同研究 | た共同研究(ストーカ炉の温室 効果ガス削減技術) | | ㈱タクマとの簡易提供型共同研究 |
| 下水道施設における 工法の開発 | | | 東京都下水道サービス㈱、㈱メーシックとの簡易提供型共同研究 | 伏越し管きょ内調査及び清掃 装置の開発 | | 東京都下水道サービス㈱、足立建設 工業㈱との簡易提供型共同研究 |
| 亜硝酸性窒素連続測 発 | | 平 成 23年度 | 荏原実業㈱との簡易提供型共同研究 | 超低含水率型脱水機の開発 | | ㈱西原環境、巴工業㈱、月島機械 ㈱、三機工業㈱、㈱クボタ、寿工業 ㈱、㈱石垣との開発技術の導入を前 提とした共同研究 |
| 高温排水返水管にお 削更生工法(耐熱SPR | | | 東京都下水道サービス㈱、足立建設工業㈱、積水化学工業㈱との簡易提供型共同研究 | | | ㈱タクマ、三菱重工環境・化学エンジニアリング㈱、メタウォーター㈱、月島 機械㈱との開発技術の導入を前提と した共同研究 |
| 合流式下水道用内副 ⁴ 開発 | | | 東京都下水道サービス㈱、クボタシ ーアイ㈱との簡易提供型共同研究 | 設備保全管理システム | 平 成 26年度 | 東京都下水道サービス㈱との簡易提 供型共同研究 |
| 焼却灰等の迅速分析・ 技術の開発 | | | 東京都下水道サービス(株)、メタウォーター(株)との簡易提供型共同研究 | | | 三機工業㈱との開発技術の導入を 前提とした共同研究 |
| 更生管マンホール接線 化工法(耐震一発くん) 拡大 | | | 東京都下水道サービス㈱、㈱メーシック、日本ヒューム㈱との簡易提 供型共同研究 | アンモニア態窒素計の開発・評 価 | 平 成 27年度 | ㈱堀場製作所との簡易提供型共同 研究 |
| 高引火点潤滑油の曝気機への適用に関する調 | | | 東京都下水道サービス㈱、㈱電業 社機械製作所との簡易提供型共 同研究 | | | ㈱明電舎との開発技術の導入を前 提とした共同研究 |
| アンモニア+DO 制御シ | | | 小菅水再生センターに導入したア ンモニア+DO 制御システムの事 後評価 | 高揚程・大口径ポンプ技術の 開発 | | ㈱酉島製作所、㈱クボタ、㈱日立製作所、㈱電業社機械製作所、㈱在原製作所との開発技術の導入を前提とした共同研究 |
| 非接触型時間計(イドミー) | | | 東京都下水道サービス㈱との簡易 提供型共同研究 | 水位計等と組合わせた多機能 型マンホール蓋の性能検証 | | 東京都下水道サービス㈱、㈱明電舎、日之出水道機器㈱との簡易提供型共同研究 |
| 省電力型ジェットポン! 装置の開発 | | | 住友重機械エンバイロメント㈱とのノ ウハウ+フィールド提供型共同研究 | 余剰汚泥対応型脱水機の開発 (分離処理システム構成設備) | 平 成 28年度 | 巴工業㈱、三機工業㈱、月島機械㈱ との開発技術の導入を前提とした共 同研究 |
| 汚泥処理施設に適用す 型遠心脱水技術の実記 | E研究 | 24年度 | 三機工業㈱とのノウハウ+フィール ド提供型共同研究 | (分離処理システム構成設備) | | タクマ㈱、メタウォーター㈱、月島機 械㈱との開発技術の導入を前提とし た共同研究 |
| 地震時の人孔側塊目 制シートの開発 | 地ずれ抑 | 平 成 24年度 | 東京都下水道サービス㈱、日本ヒュ ーム㈱、㈱メーシック、日本工営㈱ とのノウハウ+フィールド提供型共 同研究 | 効率的な速効性消毒技術の開発 発 | | AGC エンジニアリング(㈱、アクアイン テック(㈱、㈱フソウ、メタウォーター(㈱ との公募型研究 |
| 雨水吐口付に設置可能 クトな合流改善技術の関 | | | (公財)下水道新技術推進機構との 共同研究 | 汚泥の脱水性状に合わせた汚 泥脱水機の遠心力自動制御シ ステムの開発 | 平 成 29年度 | 巴工業㈱との簡易提供型共同研究 |
| | | | | | | |

注) 共同研究者名は、共同研究実施時の組織名称

図表10-14 主な研究開発の成果(4)

(平成30年度末現在)

| 項目 | 年 度 | 備考 | 項目 | 年 度 | 備考 |
|--------------------------------|-------------|---|----|-----|----|
| エジェクタ式集砂装置の性能調 査 | 平 成29年度 | アクアインテック株式会社・住友重機械エンバイロメント株式会社・株式会社フソウ・株式会社丸島アクアシステム・メタウォーター株式会社との簡易提供型研究 | | | |
| 再生水のオゾン処理及び凝集混 和処理の効率化技術の開発 | | 東京都下水道サービス(株)、日之 出水道機器(株)、メタウォーター (株)との簡易提供型共同研究 | | | |
| NADH計の開発 | | JFE アドバンテック㈱との簡易提供 型共同研究 | | | |
| スカムの破壊・堆積防止対策 | | 東京都下水道サービス(株)、イービストレード(株)との簡易提供型研究 | | | |
| 画像センサーを用いた焼却炉閉 塞抑制技術の開発 | 平 成 30年度 | 7 | | | |
| 下水道管渠における下水熱利 用システムの実証研究 | | 積水化学工業㈱との簡易提供型共 同研究 | | | |

第10章

参考資料

第6節 事務分掌及び連絡先

図表10-14 本庁の分掌事務

| 10 x | пΤ | | | ۵m | | |)\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ | | | | |
|--------------|----------|---------------|-------------------------------------|------------|------------------------------|------------|--|----|-----------------------------------|--|--|
| 部·電話番 | \neg | | | 課 | | | 分掌事務 | | | | |
| 総務 | 新 部 " | 総 | | 務 | | 課 | 文書事務、幹部職員人事、情報化施策、議会対応、局内庶務 | | | | |
| 03-5320-651 | | 理財 | | 課 | 経営計画、予算、組織、経営改善、行政評価の実施、国際展開 | | | | | | |
| | | | | | | | 広報、広聴、情報公開、個人情報保護 | | | | |
| 職員 | 郭 | 人 | | 事 | | 課 | 一般職員人事、給与・旅費の支給、研修、服務指導、部内庶務 | | | | |
| 03-5320-653 | 2 | 芳 | | 務 | | 課 | 福利厚生、勤務条件、労働組合対応 | | | | |
| | 2 | 業 | 務 | 管 | 理 | 課 | 料金徵収事務、庁舎管理、部内庶務 | | | | |
| ♦ Т Ш | 部 | △ | | 計 | | 課 | 伝票審査、現金等の保管・出納、資金の運用、決算 | | | | |
| 経 | - 1 | <i></i> | | <u>Б</u> | | 床 | 業務監察、物品・材料・請負工事等の検査 | | | | |
| 00 0020 001 | | 資 | 産 | 運 | 用 | 課 | ・ 産に関する事務(管理、活用、取得、処分) | | | | |
| | 3 | 契 | | 約 | | 課 | 約に関する事務 | | | | |
| | Ī | 計 | | 画 | | 課 | 施設整備等の基本計画、部内庶務 | | | | |
| 計画調整 | 部 | 事 | 業 調 整 課 施設建設工事の実施計画・進行管理、都市計画及び事業認可 | | | | | | | | |
| 03-5320-659 | | t-t- | 徙 | 甲目 | 発 | ∄⊞ | 下水道技術の研究・開発、建設工事の設計・積算の基準 | | | | |
| | 1 | 文 | 1/NJ | 刑 | 釆 | 砞 | 積算システムの運用・管理 | | | | |
| | 4 | 管 | | 理 | | 課 | 施設の維持管理事務の管理、部内庶務 | | | | |
| | | ·:/-: | □夕 | 早夕 | 各管 | 答 | THI. | ≑⊞ | 下水道管の維持管理、補修・改良工事(ます工事)の実施計画・指導調整 | | |
| | ľ | 目 | 蹈 | B | 垤 | 床 | 公共下水道台帳 | | | | |
| | | | 水青 | | | | 排水設備事務の指導調整、下水道の供用等の事務 | | | | |
| 施設管理 | 郭 | 排 | | 設 | 備 | 課 | 指定排水設備工事事業者に関すること、除害施設・工場排水等の規制事務 | | | | |
| 03-5320-661 | 2 | | | | | | の指導調整 | | | | |
| | Ţ | 施 | 設 | 管 | 理 | 課 | 水再生センター・ポンプ所の維持管理の実施計画・指導調整 | | | | |
| | ı [| /- | ⇒ 几 | <i>↓</i> ₽ | | ≘ ⊞ | 水再生センター・ポンプ所の補修・改良の実施計画・施行に係る | | | | |
| | ľ | 旭 | 叹 | 木 | 全 | 床 | 指導調整、建物の建築・保全 | | | | |
| | j | 景 | 境 | 管 | 理 | 課 | 水再生センター・ポンプ所・工場排水等の水質調査 | | | | |
| | 3 | 管 | | 理 | | 課 | 施設の建設工事事務の管理、部内庶務 | | | | |
| | | | | ₹ | | ≑Ħ | 施設の改良工事(水再生センター・ポンプ所・ます工事を除く。)・ | | | | |
| al. an I | | 工 | | 務 | | 課 | 建設工事の施行に係る指導調整、進行管理 | | | | |
| | 部 | ЭЛU | ⇒I | | 击⁄~ | ÷π | 施設の改良工事(水再生センター・ポンプ所・ます工事を除く。)・ | | | | |
| 03-5320-666 | 4 | 辽 | 計 | - 調 | 整 | 課Ⅰ | 建設工事の実施計画・設計に係る指導調整 | | | | |
| | | 上 | 木 | 設 | 計 | 課 | 水再生センター・ポンプ所の施設の建設工事の設計 | | | | |
| | - | | | | | | 水再生センター・ポンプ所の電気・機械設備の建設工事の設計 | | | | |
| | | | | | - | | | | | | |

所在:新宿区西新宿二丁目8番1号

図表10-15 流域下水道本部の分掌事務

| 部 • | 電話番 | 뮷 | | 誹 | Į | | 分掌事務 | | |
|-----|----------|----|-------|-------|---|----------------|---------------------------------|--|--|
| 管 | 理 | 部 | 官 坪 洪 | | ででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | | | | |
| 042 | -527-482 | 27 | | | | | 本部内庶務(本部内経理を除く。) | | |
| | | | 経 理 課 | | 課 | 本部内経理、用地の取得、管理 | | | |
| | | | 計 画 | | i | | 流域下水道の施設整備の基本計画、施設の改良・建設工事の実施計画 | | |
| | | | | | | 11木 | 流域関連公共下水道関係団体との連絡調整、部内庶務 | | |
| 技 | 術 | 部 | 工 | 事 | - | 課 | 流域下水道施設の建設改良工事の進行管理・施行・設計変更 | | |
| 042 | -527-482 | 28 | 設 | 計 | | 課 | 流域下水道施設の建設改良工事の設計、他企業との調整 | | |
| | | | 施設管 | ⇒几 公公 | ; ; | 理 課 | 流域下水道施設の維持管理、改良・補修工事の設計・施行 | | |
| | JH. | | 加山 | 以日 | 生 | ኲ | 流域下水道台帳、流域関連公共下水道の維持管理の指導 | | |
| | | | | | | | 东大、古川古伯町 丁月7至00月 | | |

所在:立川市錦町一丁目7番26号

図表10-16 下水道事務所の所在と分掌事務

| 所名 | 所 在 地 電話番号 | 所管区域 | 分掌事務 |
|---------------|-------------------------------------|---|--|
| 中 部下水道事務所 | 千代田区 大手町2-6-2 1面03-3270-8317 | 千代田区 中央区 港区(台場を除く。) 渋谷区 (除害施設等に関する事 務を除く。) | 庶務課 ・人事、給与事務 ・経理事務 ・所内庶務 |
| 北部下水道事務所 | 台東区 蔵前2-1-8 Ta.03-5820-4345 | 文京区 台東区 豊島区 荒川区 (除害施設等に関する事 務を除く。) | ・料金徴収事務・下水道管の維持管理・下水道管の補修工事の設計・施行・下水道管の改良工事(ます工事に限る。)の設計・施行 |
| 東 部 第 一下水道事務所 | 江東区 東陽7-1-14 Tm03-3645-9643 | 港区(台場に限る。) 墨田区 江東区 品川区(東八潮に限る。) | ・排水設備に関する事務・供用開始事務・水洗便所助成・除害施設等に関する事務〔東部第一、東部第二、 |
| 東 部 第 二下水道事務所 | 葛飾区 小菅1-2-1 In 03-5680-1268 | 足立区 葛飾区 江戸川区 | 西部第一、南部〕 施設課 ・下水道管の改良工事(ます工 |
| 西 部 第 一下水道事務所 | 中野区 新井3-37-4 Tm.03-5343-6200 | 新宿区 中野区 杉並区 (除害施設等に関する事 務については、千代田区、 中央区、港区(台場を除 く。)、文京区、台東区、 渋谷区、豊島区、北区、 荒川区、板橋区及び練馬 区を含む。) | 事を除く。)・建設工事の設計・施行 ・ポンプ所の維持管理 ・ポンプ所の補修・改良工事の設計・施行 〔東部第二〕 ・水再生センター(電気及び機械設備を除く。)の維持管理 ・水再生センター(電気及び機械設備を除く。)の補修・改良工事の設計・施行 |
| 西 部 第 二下水道事務所 | 北区 浮間4-27-1 1m03-3969-2311 | 北区 板橋区 練馬区 (除害施設等に関する事 務を除く。) | ポンプ施設課 ・ポンプ所の維持管理 ・ポンプ所の補修・改良工事の 設計・施行 |
| 南 部下水道事務所 | 大田区 雪谷大塚町13-26 1m03-5734-5031 | 品川区(東八潮を除く。) 目黒区 大田区 世田谷区 | 再構築推進課 ・下水道管の改良工事(ます工事を除く。)・建設工事の設計 建設課 ・下水道管の改良工事(ます工事を除く。)・建設工事の設計・施行 |

図表10-17 区部水再生センターの所在と分掌事務

| 正力 | 所在地 | 加工用でも | 八帝中办 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---|------------------------------|
| 所名 | 電話番号 | 処理区域 | 分掌事務 |
| 芝 浦 水 再 生 セ ン タ ー | 港区 港南1-2-28 In 03-3472-6411 | 千代田区、中央区、港区、 新宿区、渋谷区の大部分 文京区、品川区、目黒区、 世田谷区、豊島区の一部分 | |
| 三河島水再生センター | 荒川8-25-1 | 台東区、荒川区の全部 文京区、豊島区の大部分 千代田区、新宿区、北区の一部分 | |
| 砂町水再生センター | 江東区 新砂3-9-1 TEL03-5632-2180 | 墨田区、江東区の全部 中央区、港区、品川区、足立区、 | |
| 有 明 水 再 生 セ ン タ ー | 江東区 有明2-3-5 Tm03-5564-2035 | 江戸川区の一部分 | |
| 中 川 水 再 生 セ ン タ | | 足立区の大部分 葛飾区の一部分 | |
| 小 菅 水 再 生 セ ン タ | 葛飾区 小菅1-2-1 1h03-5680-1993 | 足立区、葛飾区の一部分 | |
| 葛西水再生センター | 江戸川区 臨海町1-1-1 Tn03-5605-9992 | 江戸川区の大部分 葛飾区の一部分 | ・下水及び汚泥の処理 ・水再生センターの維持管理等 |
| 落合水再生センター | 新宿区 上落合1-2-40 16103-3366-6964 | 中野区の大部分 新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、 | |
| 中野水水再生センター | | 豊島区、練馬区の一部分 | |
| み や ぎ 水 再 生 セ ン タ ー | 足立区 宮城2-1-14 Im03-3919-7458 | 北区の大部分豊島区、板橋区、足立区の一部分 | |
| 新 河 岸水 再 生センター | | 杉並区、板橋区、練馬区の大部分 新宿区、中野区、豊島区、北区の | |
| 浮間水再生センター | | 一部分 | |
| 森 ヶ 崎 水 再 生 セ ン タ ー | | 大田区の全部 品川区、目黒区、世田谷区の大部分 渋谷区、杉並区の一部分 | |

図表10-18 流域下水道本部水再生センターの所在と分掌事務

| 所名 | 所 在 地 電話番号 | 関係市町村 | 分掌事務 |
|---------------------------------|------------------------------------|--|---|
| 北 多 摩 一 号 水 再 生 セ ン タ ー | 府中市 小柳町6-6 151042-365-4302 | 八王子市、立川市、府中市、町田市、小 金井市、小平市、日野市、東村山市、国 | |
| 南 多 摩 水 再 生 セ ン タ ー | 稲城市 大丸1492 ៤ 15042-365-4302 | 分寺市、多摩市、稲城市 | |
| 北多摩二号水 再 生センター | 1 1 2 | 八王子市、立川市、日野市、国分寺市、 | ・下水及び汚泥の処理・水再生センターの維持管理等 |
| 浅 水 モ ン タ ー | | 国立市 | |
| 多摩川上流 水 再 生 センター | | 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、日 野市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あ | |
| 八 来 モ セ ン タ ー | 八王子市 小宮町501 151042-545-4120 | きる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、 奥多摩町 | |
| 清 水 再 セ ン タ ー | 清瀬市 下宿3-1375 Tat042-494-1451 | 武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市 | |

図表10-19 基幹施設再構築事務所の所在と分掌事務

| <u> </u> | 詳旭設冉博樂事務所の所住 | こりチャの | |
|-----------------------------|--|--|--|
| 所名 | 所 在 地 電話番号 | 所管区域 | 分掌事務 |
| 第一基幹施設再構築事務所 | 台東区 蔵前2-1-8 Tm.03-3862-8220 | 文京区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、 足立区、葛飾区、江戸川区、港区(台場に 限る)及び北区・板橋区・豊島区の一部 | 庶務課 ・人事、給与事務 ・経理事務 ・所内庶務 工事第一課 ・施設(水再生センター・ポンプ所の電気・機械設備を除 く。)の建設工事の施行 工事第二課 |
| 第二基幹施設 再構築事務所 (工事第二課) | 港区 港南1-2-28 Tm03-5781-8201 新宿区 上落合1-2-40 Tm03-3366-6948 | 千代田区、中央区、港区(台場を除く)、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区及び北区・板橋区・豊島区の一部 | ・施設(水再生センター・ポンプ所の電気・機械設備を除く。)の建設工事の施行 設備工事課 ・水再生センター・ポンプ所の電気・機械設備の建設工事の施行 設計課 ・下水道管の設計 |

図表10-20 職員配置表(定数外含む)

| 第10: | 章 |
|------|---|
| 参考資料 | |

| 図表10-20 職員配直表(次 | E数外含む |) | | | | | | | カルノ | C年8月1日現在 |
|-----------------|-----------------|-----|----|-----|-----|-----|----|----------|--------|-----------------|
| 部所 | 事務 | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 | 環検 | 運転 | 一般 技能 | 合計 | 再任用 ()内フルタイム |
| 総務 | 部 64 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 68 | 0(0) |
| 職員 | 部 41 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 44 | 0(0) |
| 経 理 | 部 79 | 10 | 1 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 97 | 4(3) |
| 計 画 調 整 | 部 5 | 62 | 0 | 8 | 5 | 6 | 0 | 0 | 86 | 0(0) |
| 施設管理 | 部 26 | 37 | 4 | 28 | 32 | 33 | 0 | 0 | 160 | 4(3) |
| 建 設 | 部 16 | 80 | 4 | 23 | 24 | 0 | 0 | 0 | 147 | 6 (6) |
| 流域下水道本 | 部 30 | 59 | 0 | 41 | 40 | 32 | 1 | 0 | 203 | 5(3) |
| 中部下水道事務 | | 83 | 0 | 16 | 12 | 0 | 0 | 2 | 137 | 23 (18) |
| 芝浦水再生センタ | - 1 | 6 | 0 | 21 | 21 | 7 | 0 | 4 | 60 | 5 (4) |
| 北部下水道事務 | 所 17 | 74 | 0 | 26 | 20 | 0 | 0 | 7 | 144 | 23 (14) |
| 三河島水再生センタ | - 1 | 5 | 0 | 17 | 17 | 7 | 0 | 2 | 49 | 4(3) |
| 東部第一下水道事務 | | 52 | 0 | 23 | 23 | 5 | 0 | 10 | 137 | 26 (19) |
| 砂町水再生センタ | _ 2 | 8 | 0 | 51 | 48 | 9 | 0 | 2 | 120 | 9(3) |
| 東部第二下水道事務 | | 44 | 0 | 18 | 18 | 6 | 0 | 8 | 122 | 16(11) |
| 中川水再生センタ | - 1 | 0 | 0 | 16 | 19 | 3 | 0 | 2 | 41 | 5 (4) |
| 小菅水再生センタ | - 0 | 0 | 0 | 17 | 20 | 5 | 0 | 1 | 43 | 7(6) |
| 葛西水再生センタ | - 1 | 0 | 0 | 19 | 19 | 5 | 0 | 5 | 49 | 8(7) |
| 西部第一下水道事務 | | 37 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 | 68 | 6 (4) |
| 落合水再生センタ | - 1 | 5 | 0 | 17 | 21 | 7 | 0 | 1 | 52 | 6 (6) |
| 西部第二下水道事務 | | 53 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 79 | 7 (4) |
| みやぎ水再生センタ | → 1 | 0 | 0 | 22 | 17 | 6 | 0 | 3 | 49 | 8 (6) |
| 新河岸水再生センタ | - 1 | 0 | 0 | 18 | 16 | 5 | 0 | 2 | 42 | 7(6) |
| 浮間水再生センタ | <u> </u> | 0 | 0 | 11 | 17 | 4 | 0 | 2 | 34 | 8(7) |
| 南部下水道事務 | <u></u> | 50 | 0 | 13 | 17 | 6 | 0 | 1 | 111 | 16(11) |
| 森ヶ崎水再生センタ | - 10 | 8 | 0 | 43 | 35 | 11 | 0 | 6 | 113 | 8(7) |
| 第一基幹施設再構築事務 | 折 10 | 98 | 0 | 11 | 15 | 0 | 0 | 0 | 134 | 11(8) |
| 第二基幹施設再構築事務 | 折 8 | 88 | 0 | 13 | 8 | 0 | 0 | 0 | 117 | 8 (6) |
| | 員 22 | 118 | 0 | 70 | 67 | 7 | 0 | 5 | 289 | 0(0) |
| 計 | 484 | 981 | 9 | 546 | 534 | 171 | 5 | 65 | 2, 795 | 230 |
| | | | | | | | | | | 57日14日ませ |

注 再任用は内書き

第7節 広報PR印刷物とビデオ等一覧

図表10-21 主な印刷物

| 名 称 | 内 容 | 発 行 |
|---------------------------|-------------------------------|-----|
| 東京都の下水道 | 区部及び流域下水道の概略を写真や図を使って分かりやすく説明 | 年1回 |
| みんなの下水道 | 小学生用「総合的な学習の時間」学習資料 | 年1回 |
| 下水道なんでもガイド | 下水道のしくみや正しい使い方を説明したくらしの便利帳 | 年1回 |
| ニュース東京の下水道 | 下水道事業の内容、話題をわかりやすく紹介 | 年4回 |
| ダイエットレシピブック | からだにも環境にもやさしい油の量を減らした料理レシピ | 不定期 |
| 下水道局環境ガイド | 水や汚泥のリサイクル等を説明 | 不定期 |
| SEWERAGE IN TOKYO | 英文で当局事業を解説 | 年1回 |
| Sewerage Everything Guide | 「下水道なんでもガイド」英語版 | 不定期 |
| 하 수 도 올 가 이 드 | 「下水道なんでもガイド」ハングル語版 | 不定期 |
| 下水道 万能指导 | 「下水道なんでもガイド」中国語版 | 不定期 |

⁽注) この他、PR用ポスターを作製しています。

図表10-22 広報用ビデオ等

| タイトル | 仕 様 | 上映時間 | あらすじ |
|---------------------------------|--------------------|------|--|
| ポタンとマリンの 下水道大冒険 | DVD | 17分 | CG アニメーションにより、下水道の仕組みや役割、環境や災害に対する取組について、わかりやすく紹介(2018年制作・子供向け) |
| 首都を支えるメガインフラ 東京の下水道 ※ | DVD | 33分 | 下水道の仕組みや役割、安全・安心や環境、未 来のために東京都下水道局が行っている様々 な取組について、CGを駆使して紹介(2018年制 作・一般向け) |
| 旧三河島汚水処分場 喞筒(ポンプ)場施設 | DVD | 10分 | 旧三河島汚水処分場喞筒(ポンプ)場施設の解 説(2013年制作) |
| 神田下水 | DVD | 7分 | 神田下水の歴史を解説(2013年制作) |
| 翔太の不思議旅行 ~下水道ワールドへようこそ~ | VHS ビデオテープ DVD | 22分 | 下水道のしくみと役割、水再生センターの働き、環境問題への取組を分かりやすく紹介 (2005年制作) |
| ヒロシくんの下水道日記 | VHS ビデオテープ 16ミリ | 10分 | ヒロシくんとお母さんの会話を通じて下水道のしくみを学ぶ(2003年制作) |
| 下水道第2章へ 未来がもう始まっている | VHS ビデオテープ 16ミリ | 18分 | 地球環境保全に貢献する下水道事業の今後の 展開を紹介(1999年制作) |
| 都市と環境をささえる | VHS ビデオテープ 16ミリ | 18分 | 下水道のしくみと役割、維持管理を中心に事業 全般を紹介(1999年制作) |
| アキラの タイム・トリップ 一下水道ってすごい!— | VHS ビデオテープ 16ミリ | 15分 | 主人公アキラのタイム・トリップを通して、きれいな水を守っている下水道やリサイクルの大切さを訴える(1997年制作) |
| 新たな飛躍をめざして | VHS ビデオテープ 16ミリ | 15分 | 東京都区部下水道100%普及概成に至るまでの 歴史と将来の展望を解説(1994年制作) |
| ドラン姫と 愉快な仲間たち ※ | VHS ビデオテープ 16ミリ | 15分 | アニメーションを利用し、下水道のしくみと役割を楽しく紹介(1992年制作) |

[※]印のものについては英語版も制作しています。

第8節 浸水被害記録

図表10-23 平成30年度浸水被害一覧表

(総務局 総合防災部発表 単位:棟)

| | 120 | | | | | F.X. | | | | | | ピー・コンコントン | 400 III 14 | | | - <u> </u> | |
|----------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|------------|------|------|---|------|
| 月 | 日 | 8月: | | 8月1 | | 8月: | | 9月 | | 9月 | | 9月 | | 9月: | | 合 | 計 |
| | | 大 | 雨 | 大 | 雨 | 大 | 雨 | 台 | 風 | 大 | 雨 | 大 | 雨 | 台 | 風 | | |
| Z | . 名 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 |
| Ŧ | 代田 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ı | 中央 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 港 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ¥ | 新宿 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 文京 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ĭ | 台東 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 墨田 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| , | 工東 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ė | 品川 | | | | | | | | | 2 | 2 | | | | | 2 | 2 |
| I | 目黒 | | | | | 21 | 3 | | | 2 | 1 | | | | | 23 | 4 |
| _ ; | 大田 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世 | 田谷 | | | | | 284 | 24 | | | 1 | | | | | | 285 | 24 |
| ; | 货谷 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中野 | | | 1 | | 3 | 2 | | | | | | | | | 4 | 2 |
| 1 | 杉並 | | | 1 | | 97 | 5 | 1 | | | | | | | | 99 | 5 |
| <u> </u> | 豊島 | | | | | | | | | | | 15 | 2 | 1 | | 16 | 2 |
| | 北 | | | | | | | | | | | 4 | 4 | 1 | | 5 | 4 |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 返橋 | 1 | 1 | | | | | | | | | 20 | 7 | | | 21 | 8 |
| á | 東馬 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 足立 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _ | 葛飾 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江 | 戸川 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 1 | 1 | 2 | 0 | 405 | 34 | 1 | 0 | 5 | 3 | 39 | 13 | 2 | 0 | 455 | 51 |

「東京都災害情報システム(令和元年5月8日の速報値)」によっています

図表10-24 浸水被害の推移(平成18年度~)

| (単 | 欱 | 楎) |
|----|---|----|
| | | |

| | 18年 | F度 | 19年 | 度 | 20年 | 度 | 21年 | F度 | 22年 | F度 | 23年度 | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------------------|------|------|------|------|------|
| | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床 上 浸 水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床下浸水 |
| 千代田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中央 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 港 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 新宿 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 24 | 0 | 0 | 5 | 4 | 0 | 3 |
| 文京 | 0 | 3 | 18 | 0 | 22 | 19 | 3 | 18 | 2 | 5 | 5 | 2 |
| 台東 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 墨田 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江東 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 品川 | 1 | 3 | 7 | 1 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 目黒 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 大田 | 0 | 0 | 2 | 1 | 5 | 1 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 世田谷 | 4 | 4 | 1 | 5 | 20 | 36 | 4 | 1 | 4 | 0 | 4 | 1 |
| 渋谷 | 6 | 1 | 0 | 0 | 5 | 2 | 1 | 0 | 9 | 2 | 0 | 0 |
| 中野 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | 10 | 3 | 0 | 1 | 0 | 42 | 20 |
| 杉並 | 4 | 5 | 6 | 7 | 0 | 0 | 5 | 6 | 0 | 3 | 1 | 4 |
| 豊島 | 0 | 4 | 4 | 0 | 16 | 34 | 4 | 4 | 1 | 1 | 76 | 19 |
| 北 | 0 | 35 | 76 | 0 | 8 | 12 | 35 | 76 | 174 | 269 | 13 | 20 |
| 荒川 | 0 | 7 | 95 | 1 | 0 | 0 | 7 | 95 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 板橋 | 0 | 2 | 1 | 9 | 9 | 11 | 2 | 1 | 156 | 42 | 22 | 23 |
| 練馬 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 42 | 54 | 0 | 0 |
| 足立 | 0 | 13 | 3 | 0 | 0 | 0 | 13 | 3 | 0 | 0 | 0 | 31 |
| 葛飾 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江戸川 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 |
| 計 | 18 | 81 | 217 | 28 | 144 | 154 | 81 | 217 | 408 | 391 | 165 | 125 |

| | 24年 | 度 | 25年 | 度 | 26年 | 度 | 27年 | F度 | 28年 | 度 | 29年度 | |
|-----|------|------------------|------|------|------|------------------|------|------|------|------------------|------|------------------|
| | 床上浸水 | 床 下 浸 水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床 下 浸 水 | 床上浸水 | 床下浸水 | 床上浸水 | 床 下 浸 水 | 床上浸水 | 床 下 浸 水 |
| 千代田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中央 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 港 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新宿 | 0 | 0 | 27 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 文京 | 0 | 0 | 14 | 23 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 台東 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 墨田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江東 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 品川 | 0 | 0 | 10 | 14 | 27 | 24 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 目黒 | 0 | 0 | 141 | 36 | 23 | 10 | 0 | 4 | 0 | 1 | 7 | 5 |
| 大田 | 0 | 0 | 66 | 31 | 33 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 11 |
| 世田谷 | 0 | 0 | 145 | 21 | 69 | 17 | 11 | 5 | 0 | 1 | 7 | 11 |
| 渋谷 | 0 | 0 | 2 | 7 | 67 | 19 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中野 | 0 | 0 | 3 | 0 | 7 | 0 | 3 | 0 | 6 | 4 | 0 | 0 |
| 杉並 | 0 | 0 | 21 | 9 | 62 | 26 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 5 |
| 豊島 | 0 | 0 | 58 | 51 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 北 | 0 | 0 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| 荒川 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 板橋 | 0 | 0 | 5 | 7 | 10 | 2 | 3 | 2 | 16 | 14 | 1 | 2 |
| 練馬 | 0 | 1 | 1 | 9 | 8 | 6 | 0 | 1 | 6 | 4 | 31 | 13 |
| 足立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 葛飾 | 0 | 0 | 1 | 0 | 9 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 江戸川 | 0 | 0 | 31 | 46 | 22 | 29 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 1 | 530 | 265 | 344 | 213 | 18 | 16 | 32 | 32 | 75 | 48 |

※平成18年度から平成28年度については、「東京都の災害(東京都総務局総合防災部発行)」の確定値

[※]平成29年度については、「東京都災害情報システム」による令和元年5月の速報値

第9節 下水排除基準及び放流水基準

図表10-25 下水排除基準(ダイオキシン類以外)

(平成31年4月1日現在)

| | | | 水質汚濁防止法上 | の特定施設の | 設置者 | 水質汚濁防止法上の特定 | 施設を設置していない者 |
|----------|-------|---------------------|---------------|----------|---------|----------------------|---------------|
| 対象 | き物質 | [又は項目 | 50㎡/日以上 | | 日未満 | 50㎡/日以上 | 50㎡/日未満 |
| | Γ | カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/L以下 | | Bmg/L以下 | 0.03mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| | | シアン化合物 | 1mg/L以下 | | mg/L以下 | 1mg/L以下 | 1mg/L以下 |
| | | 有機 燐 化 合 物 | 1mg/L以下 | | mg/L以下 | 1mg/L以下 | 1mg/L以下 |
| | | 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |
| | | 六価クロム化合物 | 0.5mg/L以下 | | img/L以下 | 0.5mg/L以下 | 0.5mg/L以下 |
| | | 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |
| | | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L以下 | | img/L以下 | 0.005mg/L以下 | 0.005mg/L以下 |
| | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | | ないこと | 検出されないこと | 検出されないこと |
| | | ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L以下 | | Smg/L以下 | 0.003mg/L以下 | 0.003mg/L以下 |
| | | トリクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |
| | | テトラクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |
| | 有 | ジクロロメタン | 0. 2mg/L以下 | | 2mg/L以下 | 0.2mg/L以下 | 0.2mg/L以下 |
| | 75 | 四 塩 化 炭 素 | 0.02mg/L以下 | | 2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 処 | 害 | 1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン | 0.04mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.04mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |
| ~ | ** | 1,1- ジクロロエチレン | 1mg/L以下 | | mg/L以下 | 1mg/L以下 | 1mg/L以下 |
| 理 | 物 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.4mg/L以下 | 0.4mg/L以下 |
| 困 | 質 | 1, 1, 1- トリクロロエタン | 3mg/L以下 | 3mg/L以下 | | 0.4mg/L以下 3mg/L以下 | 3mg/L以下 |
| <u> </u> | | 1, 1, 2- トリクロロエタン | 0.06mg/L以下 | | Smg/L以下 | 0.06mg/L以下 | 0.06mg/L以下 |
| 難 | | 1,3- ジクロロプロペン | 0.02mg/L以下 | | 2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| a.c. | | チゥラム | 0.06mg/L以下 | | Smg/L以下 | 0.06mg/L以下 | 0.06mg/L以下 |
| 物 | | シマジン | 0.03mg/L以下 | | Smg/L以下 | 0.03mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| 質 | | チォベンカルブ | 0. 2mg/L以下 | | 2mg/L以下 | 0.2mg/L以下 | 0.2mg/L以下 |
| | | ベンゼン | 0.1mg/L以下 | | .mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |
| | | セレン及びその化合物 | 0.1mg/L以下 | | mg/L以下 | 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |
| | | | 10mg/L以下 | |)mg/L以下 | 10mg/L以下 | 10mg/L以下 |
| | | ほう素及びその化合物 | 230mg/L以下 | | mg/L以下 | 230mg/L以下 | 230mg/L以下 |
| | | | 8mg/L以下 | | Smg/L以下 | 8mg/L以下 | 8mg/L以下 |
| | | ふつ素及びその化合物 | 15mg/L以下 | | img/L以下 | 15mg/L以下 | 15mg/L以下 |
| | | 1,4- ジ オ キ サ ン | 0.5mg/L以下 | | img/L以下 | 0.5mg/L以下 | 0.5mg/L以下 |
| | | クロム及びその化合物 | 2mg/L以下 | | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 |
| | | 銅及びその化合物 | 3mg/L以下 | 3mg/L以下 | 3mg/L以下 | 3mg/L以下 | 3mg/L以下 |
| | | 亜鉛及びその化合物 | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 |
| | | フェノール類 | 5mg/L以下 | 5mg/L以下 | _ | 5mg/L以下 | _ |
| | | 鉄及びその化合物(溶解性) | 10mg/L以下 | 10mg/L以下 | _ | 10mg/L以下 | _ |
| | | マンガン及びその化合物(溶解性) | 10mg/L以下 | 10mg/L以下 | _ | 10mg/L以下 | _ |
| | 環 | 生物化学的酸素要求量 | 600mg/L未満 | | | 600mg/L未満 | |
| | .adea | (BOD) | (300mg/L未満) | - | _ | (300mg/L未満) | _ |
| 処 | 境 | 浮 遊 物 質 量 | 600mg/L未満 | | | 600mg/L未満 | |
| | 項 | (SS) | (300mg/L未満) | - | _ | (300mg/L未満) | _ |
| 理 | _ | ノルマルヘキサン鉱油類 | 5mg/L以下 | - | _ | 5mg/L以下 | _ |
| 可 | 目 | 抽出物質含有量動植物油脂類 | 30mg/L以下 | - | _ | 30mg/L以下 | _ |
| ` | 等 | 窒 素 含 有 量 | 120mg/L未満 | - | | 120mg/L未満 | _ |
| 能 | | 燐 含 有 量 | 16mg/L未満 | | | 16mg/L未満 | _ |
| 項 | | 水素イオン濃度 | 5を超え9未満 | 5を超; | え9未満 | 5を超え9未満 | 5を超え9未満 |
| - 54 | | (H q) | (5.7を超え8.7未満) | (5.7を超) | え8.7未満) | (5.7を超え8.7未満) | (5.7を超え8.7未満) |
| 目 | | 3E # | 45℃未満 | 45°C | 未満 | 45℃未満 | 45℃未満 |
| | | 温度 | (40℃未満) | (40°C | 未満) | (40℃未満) | (40℃未満) |
| | | 沃 素 消 費 量 | 220mg/L未満 | 220 | mg/L未満 | 220mg/L未満 | 220mg/L未満 |
| / [;tt: | 考) | 1 ほう素、ふっ素の基準のう | | ! | | | |

⁽備考) 1 ほう素、ふっ素の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。(事業場の所在地により異なります。)

図表 10-26 下水排除基準 (ダイオキシン類)

| | 記の設置者 |
|--------------------|--------------|
| 排除基準值 10pg-TEQ/L以下 | |

⁽備考) pgとはピコグラム、TEQとは毒性等価量の略です。

² 内のうち50㎡/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するものです。

³ BOD、SS、pH、温度に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

図表10-27 水再生センターからの放流水基準

| 四衣(*) と、パロエピング 10 も | のの人が応うて生中 | | | (/////////////////////////////////// | | |
|--|------------------------|-------------------|---|---|--|--|
| 項目 | 法 令 | 下水道法施行 令第6条第1項 | 水質汚濁防止法 排水基準を定める省令 | 都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例 | | |
| 水素イオン濃度(pH) | | 5.8以上 8.6以下 | 海域以外5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下 | 5.8以上 8.6以下 | | |
| 外観 | | 111911 | 17 70 19 1 | 異常な着色又は発泡が認められないこと | | |
| 温度 | | | | 40度以下 | | |
| 生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/ | (L)(注1) | (注2) | 160 (日間平均120) | 新設(注3)15 既設25 | | |
| 化学的酸素要求量(COD)(mg/L)(注 | | (11.0) | 160 (日間平均120) | 新設(注3)15 既設35 | | |
| 浮遊物質量(SS)(mg/L) | 1.1/ | 40 | 200 (日間平均150) | 新設(注3)10 既設60 | | |
| | 冲掘 | 40 | | | | |
| | 油類 | | 5 | 5 | | |
| 1.55 | 植物油脂類 | | 30 | 30 | | |
| フェノール類含有量(mg/L) | | | 5 | 5 | | |
| 銅含有量(mg/L) | | | 3 | 3 | | |
| 亜鉛含有量(mg/L) | | | 2 | 2 | | |
| 溶解性鉄含有量(mg/L) | | | 10 | 10 | | |
| 溶解性マンガン含有量(mg/L) | | | 10 | 10 | | |
| クロム含有量(mg/L) | | | 2 | 2 | | |
| 大腸菌群数(個/cm³) | | 3, 000 | 日間平均3,000 | 3,000 | | |
| 全窒素(mg/L) | | (注2) | 120 (日間平均60) | 新設(注4)20 既設(注4)30 | | |
| | | | 16 (日間平均 8) | | | |
| 全りん(mg/L) | | (注2) | | 新設(注4)1 既設(注4)3 | | |
| カドミウム及びその化合物(mg/L) | | | カドミウムとして0.03 | カドミウムとして0.03 シアンとして 1 | | |
| シアン化合物 (mg/L) 有機りん化合物 | | | シアンとして 1 | シアンとして 1 | | |
| 「1915年かん」 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及U | 『EPNに限る》(mg/L) | | 1 | 1 | | |
| 鉛及びその化合物(mg/L) | · W· = / · · · · · · / | | 鉛として 0.1 | 鉛として 0.1 | | |
| 六価クロム化合物(mg/L) | | | 六価クロムとして0.5 | 六価クロムとして0.5 | | |
| 砒素及びその化合物(mg/L) | | | 砒素として0.1 | 砒素として0.1 | | |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合 | 物(mg/L) | | 水銀として 0.005 | 水銀として 0.005 | | |
| アルキル水銀化合物(mg/L) | | | 検出されないこと | 検出されないこと | | |
| ポリ塩化ビフェニル(mg/L) | | | 0.003 | 0.003 | | |
| トリクロロエチレン(mg/L) | | | 0. 1 | 0. 1 | | |
| テトラクロロエチレン(mg/L) | | | 0.1 | 0. 1 | | |
| ジクロロメタン(mg/L) | | | 0. 2 | 0. 2 | | |
| 四塩化炭素 (mg/L) 1, 2-ジクロロエタン (mg/L) | | | 0. 02 | 0.02 | | |
| 1, 2-シクロロエタン (mg/L) 1, 1-ジクロロエチレン (mg/L) | | | 0.04 | 0.04 | | |
| シスー1, 2ージクロロエチレン (mg/L) | | | 1 0. 4 | 0.4 | | |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L) | | | | 3 | | |
| , , | | | ₹ | | | |
| '112-トリクロロエタン(mo/L) | | | 3 | - | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン(mg/L) 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) | | | 0.06 | 0. 06 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) | | | 0. 06 0. 02 | 0. 06 0. 02 | | |
| 1, 3-ジクロロプロペン(mg/L) チウラム(mg/L) | | | 0. 06 0. 02 0. 06 | 0. 06 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) | | | 0. 06 0. 02 | 0. 06 0. 02 0. 06 | | |
| 1, 3-ジクロロプロペン (mg/L) チウラム (mg/L) シマジン (mg/L) | | | 0. 06 0. 02 0. 06 0. 03 | 0. 06 0. 02 0. 06 0. 03 | | |
| 1, 3-ジクロロプロペン (mg/L) チウラム (mg/L) シマジン (mg/L) チオベンカルブ (mg/L) | | | 0. 06 0. 02 0. 06 0. 03 0. 2 | 0. 06 0. 02 0. 06 0. 03 0. 2 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) チウラム(mg/L) シマジン(mg/L) チオベンカルブ(mg/L) ベンゼン (mg/L) | | | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 海域以外10 海域230 | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 海域以外10 海域230 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) チウラム(mg/L) シマジン(mg/L) チオベンカルブ(mg/L) ベンゼン (mg/L) セレン及びその化合物(mg/L) | | | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) チウラム(mg/L) シマジン(mg/L) チオベンカルブ(mg/L) ベンゼン (mg/L) セレン及びその化合物(mg/L) ほう素及びその化合物(mg/L) | | | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 海域以外10 海域230 海域以外 8 海域 15 0.5 | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 海域以外10 海域230 | | |
| 1,3-ジクロロプロペン(mg/L) チウラム(mg/L) シマジン(mg/L) チオベンカルブ(mg/L) ベンゼン (mg/L) セレン及びその化合物(mg/L) ほう素及びその化合物(mg/L) ふつ素及びその化合物(mg/L) | 変化合物 | | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 海域以外10 海域230 海域以外8 海域 15 | 0.06 0.02 0.06 0.03 0.2 0.1 セレンとして0.1 海域以外10 海域230 海域以外 8 海域 15 | | |

上記の数値は、許容限度です。

注1:水質汚濁防止法のCODの基準は芝浦・有明・葛西・砂町・森ヶ崎水再生センターに適用し、BODの基準はその他の水

注1:水質汚濁防止法のCODの基準は芝浦・有明・葛西・砂町・森ヶ崎水再生センターに適用し、BODの基準はその他の水再生センターに適用します。

注2:BOD、窒素含有量、りん含有量については、下水道法施行令の規定に従い、放流先の公共用水域の状況等を考慮して、計画放流水質を公共(流域)下水道管理者が定めることとされています。当局の計画放流水質はBODが15mg/L、全窒素が19~20mg/L、全りんが1.0~3.0mg/Lの範囲で処理施設ごとに定めています。

注3:全ての施設に窒素及びりんの処理機能を併せ持つ高度処理施設と、その後段にろ過施設又はろ過施設と同等の処理機能を持つ水再生センターは、新設の基準を適用します。(有明水再生センターが新設基準適用)

注4:全ての施設に窒素及びりんを除去する高度処理施設を持つ水再生センターは、新設の基準を適用します。(有明・浮間水再生センターが新設基準適用)

第10章 参考資料

図表10-28 水再生センターからの放流水基準 (ダイオキシン類)

(平成31年4月1日現在)

| | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条 |
|-------------------|-----------------------|
| ダイオキシン類(pg-TEQ/L) | 10 |

注:ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を有さない浮間・有明・小菅・落合・中野水再生センターは対象外です。

図表10-29 水再生センターからの放流水基準(臭気指数)

(平成31年4月1日現在)

| | 悪臭防止法第4条第2 | 2項、昭48都告示641号(改正 | 平13都告示1496号) |
|------|------------|------------------|--------------|
| 臭気指数 | 第1種区域 26 | 第2種区域 28 | 第3種区域 29 |

図表10-30 合流式下水道からの放流水基準

(平成31年4月1日現在)

| | 下水道法施行令第6条第2項 |
|-------------------------|------------------|
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L) | 処理区平均で40(暫定基準70) |

注:全ての合流式下水道吐口(水再生センター、ポンプ所、自然吐口)の処理区平均値として算出した値を適用します。

雨水の影響が大きい時(降雨量10~30ミリ)に適用します。

区部については暫定基準を令和6年3月31日まで適用します。(流域においては、平成26年3月31日まで適用)

図表10-31 各水再生センター総量規制基準

(平成31年4月1日現在)

| 北西出土 | 処理方法 | 処理能力 | | C値(mg/L) | | 総量規制基準値(kg/日) | | |
|-------------|---------------------------|----------|-----|----------|------|---------------|---------|-----------|
| 水再生センター名 | <u> </u> | (m³/目) | COD | 窒素 | りん | COD | 窒素 | りん |
| 芝浦 | 標準活性汚泥法 | 830, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | 16, 600 | 20, 750 | 2, 075 |
| | 標準活性汚泥法 | 70, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | | | |
| 三河島 | 嫌気-好気活性汚泥法 | 395, 000 | 20 | 25 | 1. 3 | 12, 300 | 16, 625 | 1188.5 |
| | 生物膜ろ過法 | 200, 000 | 15 | 25 | 2. 5 | | | |
| | 標準活性汚泥法 | 538, 000 | 20 | 30 | 3. 0 | | | |
| 砂町 | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 120, 000 | 20 | 30 | 2. 5 | 13, 160 | 19, 740 | 1, 914 |
| 有明 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 +生物膜ろ過法 | 30, 000 | 15 | 15 | 1.3 | 450 | 450 | 39 |
| 中 川 | 標準活性汚泥法 | 225, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | 4, 500 | 5, 625 | 562. 5 |
| 小 菅 | 標準活性汚泥法 | 150, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | 5,000 | 6, 250 | 505 |
| 小笛 | 嫌気-好気活性汚泥法 | 100, 000 | 20 | 25 | 1. 3 | 5,000 | | |
| 葛 西 | 標準活性汚泥法 | 400, 000 | 20 | 30 | 3. 0 | 8,000 | 12,000 | 1, 200 |
| 落 合 | 標準活性汚泥法 +砂ろ過法 | 450, 000 | 15 | 25 | 2. 5 | 6, 750 | 11, 250 | 1, 125 |
| 中 野 | 標準活性汚泥法 | 100, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | 2,000 | 2, 500 | 250 |
| みやぎ | 標準活性汚泥法 | 350, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | 7, 000 | 8, 750 | 875 |
| 新河岸 | 標準活性汚泥法 | 670, 000 | 20 | 30 | 3. 0 | 13, 400 | 20, 100 | 2,010 |
| 浮間 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 165, 000 | 20 | 15 | 1. 3 | 3, 300 | 2, 475 | 214. 5 |
| 森ヶ崎 | 東系:標準活性汚泥法 | 927, 000 | 20 | 30 | 3. 0 | | | |
| | 西系:標準活性汚泥法 | 480, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | 30, 800 | 43 800 | 4, 313. 5 |
| 本本グ 門 | 東系: 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 133, 000 | 20 | 30 | 2. 5 | 50, 600 | 43, 800 | 4, 515. 5 |

| 水再生みいカータ | bn xm → >+ | 処理能力 | | C値(mg/L) | | 総量規制基準値(kg/日) | | |
|----------------|-------------------------|---------------------|-----|----------|------|---------------|-----------|---------|
| 水再生センター名 | 処理方法 | (m ³ /日) | COD | 窒素 | りん | COD | 窒素 | りん |
| | 標準活性汚泥法 | 108, 200 | 20 | 25 | 2.5 | | | |
| 北多摩一号 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 54, 400 | 20 | 15 | 1.3 | 5, 204 | 4, 985. 0 | 468. 10 |
| 北夕序 万 — | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 97, 600 | 20 | 15 | 1.3 | 0,201 | 1, 500. 0 | 100.1 |
| | 標準活性汚泥法 | 53, 250 | 20 | 25 | 2. 5 | | | 270. 93 |
| 南多摩 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 43, 600 | 20 | 15 | 1.3 | 3, 185 | 2, 921. 3 | |
| 113573 | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 62, 400 | 20 | 15 | 1.3 | 0,100 | _, 0_11 0 | |
| | 標準活性汚泥法 | 20, 500 | 20 | 25 | 2. 5 | | | 161. 14 |
| 北多摩二号 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 15, 500 | 20 | 15 | 1.3 | 1, 868 | 1, 732. 0 | |
| 北 <i>多</i> 手一夕 | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 44, 800 | 20 | 15 | 1.3 | 1,000 | | |
| 浅川 - | 標準活性汚泥法 | 81, 950 | 20 | 25 | 2. 5 | | 2, 780. 8 | 268. 32 |
| | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 35, 600 | 20 | 15 | 1.3 | 0.015 | | |
| | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 13, 200 | 20 | 15 | 1.3 | 2, 615 | | |
| | 標準活性汚泥法 | 75, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | | 5, 011. 5 | 426. 83 |
| | 嫌気-好気活性汚泥法 | 37, 500 | 20 | 25 | 1.3 | • | | |
| 多摩川上流 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 48, 000 | 20 | 15 | 1.3 | 4, 966 | | |
| 多摩川上流 . | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 98, 600 | 20 | 15 | 1.3 | 1, 300 | | |
| | 清流送水分 | (43, 200) | 15 | 25 | 2. 5 | | | |
| | 標準活性汚泥法 | 90, 000 | 20 | 25 | 2. 5 | | | 316. 52 |
| 八王子 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 28, 000 | 20 | 15 | 1. 3 | 3, 208 | 3, 306. 0 | |
| /(| ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 42, 400 | 20 | 15 | 1.3 | , 1 | 0,000.0 | |
| | 標準活性汚泥法 | 153, 900 | 20 | 25 | 2.5 | | | |
| | 嫌気-好気活性汚泥法 | 51, 300 | 20 | 25 | 1.3 |] | | |
| 清瀬 | 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 35, 400 | 20 | 15 | 1.3 | 7, 289 | 7, 518. 8 | 658. 46 |
| | ステップ式 嫌気-無酸素-好気活性汚泥法 | 123, 850 | 20 | 15 | 1.3 | | | |

注: C値とは、総量規制基準に係る濃度係数で、国が業種ごとに定める範囲内で知事が定める値。 総量規制基準値は、「C値×特定排出量(処理能力)」で算出する。 多摩川上流水再生センターでは、センター放流水の一部について清流送水用に追加処理をしている。 清流送水分の COD については異なる C 値が適用されている。

第10節 下水道普及率

図表10-32 下水道普及率の推移

| 四五10 02 | 1 7772 0 7 | ヘーのリエリン | | | | | | | |
|---|--------------|---------|-------------|-------------|-----|--------------|------|-----|------|
| 年 度 | 区部 | 多摩地域 | 都平均 | 全国平均 | 年 度 | 区 部 | 多摩地域 | 都平均 | 全国平均 |
| 昭和25 | 10.68 | | | | 7 | ※ 100 | 87 | 95 | 54 |
| 30 | 15.62 | | | | 8 | ※ 100 | 88 | 96 | 55 |
| 35 | 21. 32 | | | | 9 | ※ 100 | 89 | 96 | 56 |
| 40 | 35. 3 | | | | 10 | ※ 100 | 90 | 96 | 58 |
| 45 | 47.9 | | | | 11 | ※ 100 | 91 | 97 | 60 |
| 50 | 63 | 30 | 52. 2 | | 12 | ※ 100 | 92 | 97 | 62 |
| 51 | 65 | 33 | 57 | | 13 | ※ 100 | 93 | 98 | 64 |
| 52 | 68 | 36 | 59.3 | | 14 | ※ 100 | 94 | 98 | 65 |
| 53 | 70 | 40 | 61.4 | 27 | 15 | ※ 100 | 95 | 98 | 67 |
| 54 | 72 | 43 | 64. 1 | 28 | 16 | ※ 100 | 95 | 98 | 68 |
| 55 | 74 | 47 | 66. 4 | 30 | 17 | ※ 100 | 96 | 98 | 69 |
| 56 | 76 | 51 | 68. 9 | 31 | 18 | ※ 100 | 97 | 99 | 70 |
| 57 | 78 | 54 | 71.2 | 32 | 19 | ※ 100 | 97 | 99 | 72 |
| 58 | 80 | 57 | 73 | 33 | 20 | ※ 100 | 98 | 99 | 73 |
| 59 | 82 | 61 | 75 | 34 | 21 | ※ 100 | 98 | 99 | 74 |
| 60 | 83 | 64 | 78 | 36 | 22 | ※ 100 | 99 | 99 | 75 |
| 61 | 85 | 67 | 80 | 37 | 23 | ※ 100 | 99 | 99 | 76 |
| 62 | 87 | 70 | 82 | 39 | 24 | ※ 100 | 99 | 99 | 76 |
| 63 | 89 | 72 | 84 | 40 | 25 | ※ 100 | 99 | 99 | 77 |
| 平成元 | 91 | 75 | 86 | 42 | 26 | ※ 100 | 99 | 99 | 78 |
| 2 | 93 | 78 | 88 | 44 | 27 | ※ 100 | 99 | 99 | 78 |
| 3 | 95 | 80 | 90 | 45 | 28 | ※ 100 | 99 | 99 | 78 |
| 4 | 97 | 82 | 92 | 47 | 29 | ※ 100 | 99 | 99 | 79 |
| 5 | 98 | 84 | 93 | 49 | 30 | ※ 100 | 99 | 99 | |
| 6 | ※ 100 | 85 | 95 | 51 | | | | | |
| ())A \(\sigma(\text{Fig. 1}\) \(\frac{1}{2}\) | 47 ±00 =0/1 | | 000/400-153 | . 7- 2 - 2- | | | | | |

(注) ※印は普及率99.5%以上であり、100%概成としました。

図表10-33 下水道処理人口普及率

(平成29年度末)

| 都道府県 | 普及率(%) | 都道府県 | 普及率(%) | 政令都市 | 普及率 (%) |
|----------------|--------|-------|--------|---------|-----------------|
| 北 海 道 | 91. 0 | 福 井 県 | 79. 6 | 札幌市 | 99.8 |
| 青 森 県 | 59.8 | 滋賀県 | 89. 7 | 仙 台 市 | 98. 1 |
| 岩 手 県 | 59. 1 | 京 都 府 | 94. 4 | さいたま市 | 92.9 |
| 宮城県 | 81. 2 | 大 阪 府 | 95.8 | 千 葉 市 | 97.3 |
| 秋 田 県 | 64. 6 | 兵 庫 県 | 92. 9 | 横浜市 | 99.9 |
| 山 形 県 | 76. 4 | 奈 良 県 | 79. 9 | 川崎市 | 99. 5 |
| 福島県 | 53. 3 | 和歌山県 | 27. 3 | 相模原市 | 96.6 |
| 茨 城 県 | 61.8 | 鳥 取 県 | 70. 5 | 新 潟 市 | 85.3 |
| 栃木県 | 66. 3 | 島根県 | 48. 3 | 静岡市 | 83. 6 |
| 群馬県 | 53.8 | 岡山県 | 67. 1 | 浜 松 市 | 80.8 |
| 埼 玉 県 | 80.8 | 広 島 県 | 74. 7 | 名 古 屋 市 | 99.3 |
| 千 葉 県 | 74. 2 | 山 口 県 | 65. 6 | 京 都 市 | 99. 5 |
| 東 京 都 | 99. 5 | 徳島県 | 18. 1 | 大 阪 市 | ※ 100. 0 |
| 神奈川県 | 96. 7 | 香川県 | 44.8 | 堺市 | 98. 1 |
| 山 梨 県 | 65. 9 | 愛 媛 県 | 53. 7 | 神 戸 市 | 98.8 |
| 長 野 県 | 83. 7 | 高 知 県 | 38. 0 | 岡山市 | 66.8 |
| 新 潟 県 | 75. 0 | 福岡県 | 81. 6 | 広 島 市 | 95.4 |
| 富 山 県 | 84.8 | 佐 賀 県 | 60. 3 | 北 九 州 市 | 99.8 |
| 石 川 県 | 83. 5 | 長 崎 県 | 62. 3 | 福岡市 | 99. 7 |
| 岐 阜 県 | 75.8 | 熊本県 | 68. 2 | 熊本市 | 89. 5 |
| 静岡県 | 63. 1 | 大 分 県 | 50. 4 | 東京23区 | 99.9 |
| 爱 知 県 三 重 県 | 78.0 | 宮崎県 | 59. 4 | 全 国 | 78.8 |
| 三 重 県 | 53. 6 | 鹿児島県 | 42. 0 | 政令指定都市 | 97. 3 |
| | | 沖縄県 | 71. 5 | | |

(注) 出典:公益社団法人日本下水道協会「都道府県別の下水処理人口普及率」(平成29年度末データ) 都道府県の下水道処理人口普及率には政令都市分を含みます。 下水道処理人口普及率は小数点以下2桁を四捨五入しています。(※印は四捨五入の結果、100%表記としています。) 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた値を公表しています。

| 図表10-34 区部公共下水道普及状況 (平成30年度末) |
|-------------------------------|
|-------------------------------|

| <u> </u> | 、 天下水迫晋及状况 | π | | ı | (半成30年度末) |
|----------|-------------------|-------------|--------------|--------------|-----------|
| 区名 | 全体人口 | 普及人口 | 平成30年度末 | 平成29年度末 | 100%普及 |
| | (人) | (人) | 普及率(%) | 普及率(%) | 達成年度 |
| 千代田区 | 64, 584 | 64, 584 | 100 | 100 | *昭和41年度末 |
| 中 央 区 | 163, 752 | 163, 752 | 100 | 100 | 平成4年度末 |
| 港区 | 258, 696 | 258, 507 | ※ 100 | ※ 100 | 平成6年度末 |
| 新 宿 区 | 346, 425 | 346, 425 | 100 | 100 | 昭和47年度末 |
| 文 京 区 | 223, 079 | 223, 079 | 100 | 100 | *昭和41年度末 |
| 台 東 区 | 200, 003 | 200, 003 | 100 | 100 | *昭和38年度末 |
| 墨田区 | 272, 861 | 272, 861 | 100 | 100 | 平成4年度末 |
| 江 東 区 | 519, 259 | 517, 634 | ※ 100 | ※ 100 | 平成6年度末 |
| 品川区 | 396, 996 | 396, 619 | ※ 100 | ※ 100 | 平成6年度末 |
| 目 黒 区 | 280, 241 | 280, 241 | 100 | 100 | 平成4年度末 |
| 大 田 区 | 732, 618 | 732, 289 | ※ 100 | ※ 100 | 平成6年度末 |
| 世田谷区 | 912, 095 | 911, 591 | ※ 100 | ※ 100 | 平成7年度末 |
| 渋 谷 区 | 228, 070 | 228, 070 | 100 | 100 | 昭和60年度末 |
| 中 野 区 | 332, 957 | 332, 957 | 100 | 100 | 昭和55年度末 |
| 杉 並 区 | 571, 512 | 571, 178 | ※ 100 | ※ 100 | 平成6年度末 |
| 豊島区 | 289, 573 | 289, 573 | 100 | 100 | 昭和53年度末 |
| 北区 | 352, 289 | 352, 289 | 100 | 100 | 平成元年度末 |
| 荒 川 区 | 216, 063 | 216, 063 | 100 | 100 | 昭和44年度末 |
| 板 橋 区 | 568, 721 | 568, 648 | ※ 100 | ※ 100 | 平成5年度末 |
| 練馬区 | 734, 689 | 734, 448 | ※ 100 | ※ 100 | 平成7年度末 |
| 足 立 区 | 689, 242 | 685, 796 | ※ 100 | ※ 100 | 平成24年度末 |
| 葛 飾 区 | 463, 099 | 461, 869 | ※ 100 | ※ 100 | 平成7年度末 |
| 江戸川区 | 697, 801 | 696, 657 | ※ 100 | ※ 100 | 平成11年度末 |
| 計 | 9, 514, 625 | 9, 505, 133 | ※ 100 | ※ 100 | |
| | .,, | ., , | , • , = | 70 (= | |

⁽注) 1 全体人口は、総務局統計部の資料(平成31年4月1日現在)によります。

^{2 ※}印は、普及率99.5%以上であるため、100%概成としました。

^{3 100%}普及達成年度は、100%概成(*印)を含んでいます。

| □ 公 | 全体人口 | 普及人口 | 平成30年度末普及率 | 平成29年度末普及率 |
|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 市町村名 | (人) | (人) | (%) | (%) |
| 八王子市 | 561, 407 | 557, 810 | 99 | 99 |
| 立 川 市 | 183, 923 | 183, 923 | 100 | 100 |
| 武蔵野市 | 146, 645 | 146, 645 | 100 | 100 |
| 三鷹市 | 187, 571 | 187, 571 | 100 | 100 |
| 青 梅 市 | 133, 574 | 130, 885 | 98 | 98 |
| 府 中 市 | 259, 573 | 259, 573 | 100 | 100 |
| 昭 島 市 | 113, 360 | 113, 281 | ※ 100 | ※ 100 |
| 調布市 | 235, 805 | 235, 805 | 100 | 100 |
| 町 田 市 | 428, 706 | 423, 564 | 99 | 99 |
| 小金井市 | 121, 629 | 121, 629 | 100 | 100 |
| 小 平 市 | 193, 588 | 193, 588 | 100 | 100 |
| 日 野 市 | 185, 530 | 177, 963 | 96 | 96 |
| 東村山市 | 150, 748 | 150, 748 | 100 | 100 |
| 国 分 寺 市 | 124, 312 | 124, 308 | ※ 100 | ※ 100 |
| 国 立 市 | 75, 984 | 75, 984 | 100 | 100 |
| 福 生 市 | 57, 975 | 57, 975 | 100 | 100 |
| 狛 江 市 | 82, 900 | 82, 900 | 100 | 100 |
| 東大和市 | 85, 337 | 85, 328 | ※ 100 | ※ 100 |
| 清 瀬 市 | 74, 695 | 74, 690 | ※ 100 | 100 |
| 東久留米市 | 116, 719 | 116, 719 | 100 | 100 |
| 武蔵村山市 | 72, 433 | 72, 425 | ※ 100 | ※ 100 |
| 多摩市 | 148, 691 | 148, 678 | ※ 100 | ※ 100 |
| 稲 城 市 | 89, 344 | 88, 481 | 99 | 99 |
| 羽村市 | 55, 565 | 55, 352 | ※ 100 | ※ 100 |
| あきる野市 | 80, 731 | 75, 603 | 94 | 94 |
| 西東京市 | 203, 222 | 203, 221 | ※ 100 | ※ 100 |
| 瑞穂町 | 33, 031 | 32, 349 | 98 | 98 |
| 日の出町 | 16, 705 | 16, 700 | ※ 100 | ※ 100 |
| 檜 原 村 | 2, 193 | 1, 940 | 89 | 89 |
| 奥 多 摩 町 | 5, 142 | 4, 696 | 91 | 92 |
| 計 | 4, 227, 038 | 4, 200, 334 | 99 | 99 |

(注 1 全体人口は、住民基本台帳及び外国人登録(平成31年4月1日現在)によります。

^{2 ※}印は、普及率99.5%以上であるため、100%概成としました。

³ 本表の数値は、都市整備局資料によります。

第11節 下水の排除及び処理のしくみ

1 排除の方式

下水の排除方式には、合流式と分流式とがあります。 合流式は、汚水と雨水とを同一の下水道管で運ぶ方式 で、分流式は、両者を別々の下水道管で運ぶ方式です。

分流式は区部では港、中央、江東、大田、品川、世田谷、足立、葛飾各区の一部で、多摩地域では 流域下水道の荒川右岸処理区、多摩川上流処理区、南多摩処理区、浅川処理区、秋川処理区で採用しています。他の地域はすべて合流式となっています。

2 ポンプ所 (ポンプ場)

ポンプ所は、下水道管で集めた汚水を水再生センターに送水したり、雨水を公共用水域に放流したりする施設です。また、両者の機能を兼ね備えているポンプ所もあります。ポンプ所は、自然流下で下水を流している下水道管が相当の深さになったとき、一旦下水を地表近くまで汲み上げ再び自然流下させたり、地盤の低い場所などで雨水を川や海に放流して浸水を防いだりする役目を果たしています。

なお、土地に適当なこう配がある場合には、下水は 自然流下で水再生センターまで流れていくため、ポン プ所を設置する必要はありません。

ポンプ所には、スクリーン、沈砂池などのほか、停 電等に備えて自家発電設備などが設置されています。

スクリーンは、下水中の浮いた木片やごみなどを取り除き、沈砂池は、混入している土砂などを除くものです。これらは、ポンプが吸い上げにくい物やポンプの羽根を損傷する物を取り除くとともに、放流先の環境の悪化を防ぐために設置されています。

3 水再生センター

(1) 水再生センターの役割

水再生センターは、下水道管で運ばれてきた溶解性 や浮遊性の汚濁物を、微生物の働きを利用して分解・ 沈殿させ、きれいな水にして、川や海へ放流する施設 です。

(2) 下水の処理

当局で行っている下水の処理には、沈殿処理、高級処理があります。また、一部のセンターでは、処理水質を良くするために高度処理を行っています。

ア 沈殿処理

沈砂池、スクリーン及び第一沈殿池により沈殿処理を行います。沈砂池、スクリーンは、砂や大きなごみを取り除きます。第一沈殿池は、およそ2~3時間かけて緩やかに流れていく間に主として有機質の細かい浮遊物を沈殿、分離させます。

現在の水再生センターは、生物的な処理方式である 高級処理を標準的に整備しており、沈殿処理は高級処 理の前処理として行います。

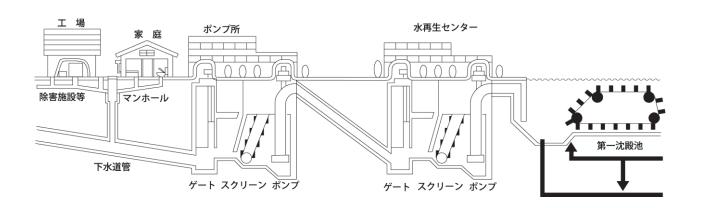
イ 高級処理

反応槽及び第二沈殿池により高級処理を行います。 沈殿処理を終えた下水は、反応槽に入り、活性汚泥を 加え、空気を吹き込みながら良くかき混ぜます。

活性汚泥の中には、細菌類や原生動物などの好気性 微生物が多く存在しています。

反応槽で微生物の活発な活動に必要な量の空気を6~8時間ほどの間吹き込むことで、下水中に溶けている 有機物は微生物の栄養として吸収され、水や二酸化炭素に分解されます。

また、第一沈殿池で沈殿しない細かい浮遊性の有機物も、微生物の周囲に付着して、フロックと呼ばれる沈殿しやすい塊となります。



反応槽を出た下水は、第二沈殿池へ導かれ、ここで 上澄みの水と、フロックの集まりである 活性汚泥とに 分かれ、上澄みの水は塩素で消毒したのち川や海に放 流します。

このような処理方法は、活性汚泥法と呼ばれています。第二沈殿池の底に沈殿した活性汚泥は、一部を種汚泥として、反応槽へ戻し、残りは汚泥処理施設へ送って処理をします。

なお、水再生センターに入ってくる下水の中には病 原菌も入っていますが、ほとんどの病原菌は一般の細 菌に比べて生命力が弱く、高級処理の過程で他の微生 物によって大部分死滅します。また放流に当たっては、 塩素消毒をしているので、衛生上の問題はありません。

高級処理での対象物質(BOD、SS等)の除去率、高級処理では十分除去できないちっ素やりんなどの除去

率を向上するためのプロセスが高度処理です。

高度処理推進の背景には、①公共用水域の水質基準の達成・維持 ②湖沼、湾等閉鎖性水域の富栄養化防止 ③下水処理水の再利用、などがあげられます。当局では、昭和62年4月から落合水再生センターで急速ろ過法による高度処理(45万㎡/日)を行っています。また、有明水再生センターや浮間水再生センターなどでは、ちっ素・りんの同時除去を目的とした嫌気ー無酸素ー好気法(A。O法)による高度処理を行っています。

(3) 汚泥の処理・処分

ウ 高度処理

汚泥の処理は、下水の処理で沈殿した含水率の非常に高い(98~99%)汚泥を減量化し、安定化させることです。

下水の処理で発生する汚泥は、泥水に近く、しかも 流入下水量の約3%(平均)と大量に発生するため、そ の処理は、大きな課題です。

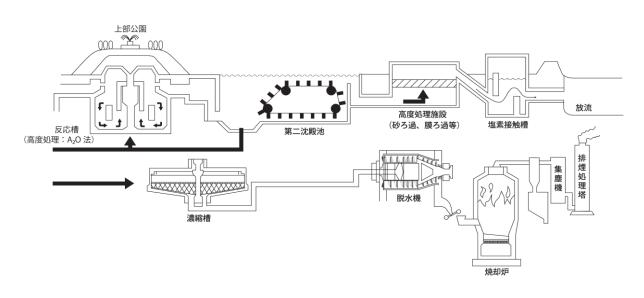
水処理施設から送られてきた汚泥を、まず濃縮工程に送ります。濃縮方法は、重力濃縮と機械濃縮があります。重力濃縮は、濃縮槽で重力により上澄みと濃縮汚泥とに分け、機械濃縮は機械の力により汚泥を濃縮します。ここで汚泥の体積をできるだけ減少(2分の1から4分の1)させたのち、脱水機にかけます。

脱水機は、遠心脱水機、ベルトプレス型脱水機、回 転加圧脱水機等があり脱水効率の良い機種を選定し、 含水率75%程度の脱水汚泥にします。

脱水汚泥は、処分地が容易に得られないことから、 全量を汚泥焼却炉により焼却・減量しています。さら に、南部スラッジプラントに設置した混練施設で、焼 却灰とセメントを混合させ固化し、中央防波堤外側に 運搬して埋立処分しています。

また、汚泥資源の有効利用として、下水道工事で使用する鉄筋コンクリート管の材料である粒度調整灰(スーパーアッシュ)の製造のほか、軽量骨材原料や炭化物などとして利用されています。

なお、森ヶ崎水再生センターでは、濃縮の後段に消 化槽を設け、消化槽で発生したメタンガスを消化槽の 加温やガスエンジン発電機の燃料として利用していま す。



第12節 下水道基礎用語解説

ア行

- アスファルトフィラー 75 μ mのふるいを70%以上通 過する粒度分布の鉱物質粉末。石灰石などに岩石 を粉砕した石粉、消石灰、回収ダスト、フライア ッシュなどが用いられます。アスファルト混合物 を製造するときに添加する材料で、混合物の空隙 を充填し粘度を高める働きがあります。
- アーバンヒート 当局では、下水道用の熱交換器(ヒートポンプ)の技術開発を進め、下水の熱を冷暖房に利用するシステムを完成させました。このシステムを「アーバンヒート」と名付けており、水再生センターなどの空調に使用しています。
- SS(浮遊物質量) 下水からろ過によって分離される固形物の量をmg/Lで表したもので、水質汚濁の重要な指標のひとつです。
- オイルボール(白色固形物) 下水道管の内側に付着 し固まった油が、大雨によって下水管内の流速が 上がったときにはがされて、河川や海に流れ出た もの。合流式下水道の問題点のひとつとなってい ます。
- **汚泥処理** 下水を処理する際に発生した汚泥を濃縮、 消化、洗浄、薬剤添加、脱水、焼却などにより減 少、安定化、無害化させることをいいます。
- 汚泥炭化事業 脱水汚泥を炭化物にし、石炭の代替燃料として石炭火力発電所において利用する事業。
- 温室効果ガス 大気中の二酸化炭素やメタン、フロンなどのガスは、地表面から宇宙空間に出ていこうとする熱を吸収し、地球大気の温度上昇を引起します。これを「温室効果」といい、このような効果を持つガスを「温室効果ガス」と呼びます。地球温暖化は、この温室効果ガスの増加によって起こります。

力行

- 活性汚泥法 好気性菌の作用により吸着能力が大きく 沈殿性の良好な汚泥 (活性汚泥)を用いて下水を 処理する方法をいい、下水と活性汚泥を混合して 空気を吹き込みます。標準活性汚泥法の他、ステ ップエアレーション法、オキシデーションディッ チ法などの変法があります。
- グリース阻集器 グリーストラップとも呼ばれ、油分を含む排水から簡便に油分を分離除去する装置のことを指します。厨房などで利用されている標準的なものは、バスケットでごみなどを除去した後、

- 滞留させることにより比重差を利用して油を分離 しています。
- 下水排除基準 下水道法施行令及び条例に基づく、工場又は事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準をいいます。
- 嫌気・好気活性汚泥法(AO法、Anaerobic-Oxic process)活性汚泥のりん摂取能力を向上させることにより、りんの除去量を増加させる処理方法です。本法では活性汚泥をまず嫌気状態にして微生物のりん放出をうながした後、好気状態にすることで微生物のりん摂取能力が活発になるという性質を利用しています。
- 嫌気・無酸素・好気活性汚泥法(A2O法、Anaerobic-Anoxic-Oxic process) 基本的な処理フローはAO法と共通ですが、嫌気状態と好気状態の間に設けた無酸素状態に好気状態で硝化された液を循環させ、りんに加えちっ素を同時に除去する処理方法です。
- 広域循環方式 広域的に収集処理された下水の処理水からろ過などにより作った再生水を、複数のビル等で広域的に利用するシステム。ほかに特定地域内で処理、再利用する地域循環方式や個別ビル内で処理、再利用する個別循環方式があります。
- 公共下水道 市町村が事業主体となって行う最も一般 的な下水道です。東京都23区では、全域を東京都 が"市"の立場で事業主体となり、運営、管理し ています。
- 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公 共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝 きょ、かんがい用水路その他公共の用に供される 水路を指す。ただし、下水道法に規定される「公 共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を 設置しているもの」は公共用水域から除外されま す。
- **合流改善** 合流式で整備されている処理区において、 下水道法施行令に定める雨天時放流水質の基準に 対応するための取組。降雨初期の特に汚れた雨水 を貯留する施設の整備や雨水吐口におけるごみな どの流出抑制対策などをいいます。

サ行

- 再構築 老朽化した施設の更新にあわせて、維持管理 しやすい下水道システムへの転換や汚水、雨水量 の増大に伴う既存施設の能力不足の解消、下水道 の機能の高水準化を図ることをいいます。
- 再生水 通常の下水処理に加え、ろ過処理やオゾン処理などさらに高度な処理を行ない再利用する目的

で水質を向上させた水のことをいいます。

- COD (化学的酸素要求量) 一定の条件のもとで水中の有機物質を酸化剤(過マンガン酸カリウム等)で酸化分解したときに、消費される酸化剤の量を酸素量に換算して表したものです。BOD、SSと共に水質汚濁の重要な指標のひとつです。
- SEMIS (下水道台帳情報システム) 下水道管、 汚水ます、マンホールなどの埋設状況の情報シス テム。下水道施設の適正な維持管理や正確かつ迅 速なお客さまへの情報提供を行うことを目的とし たものです。
- 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公 共水域に放流するために、下水道の施設として設 けられる処理施設及びこれを補完する施設をいい ます。当局では、「水再生センター」と呼んでいま す。
- 除害施設 工場の設置者等の事業者が下水道に汚水を 排除する場合、下水道の機能又は施設等に損傷を 及ぼすおそれのある汚水は、あらかじめ事業者が、 下水排水基準に適合するよう処理しなければなら なりません。そのための処理施設を除害施設とい います。
- 浸水予想区域図 都民自ら水害への備えや避難に役立 てていただくため、建設局や区市等と連携し、大 雨が降った場合に浸水が予想される区域を表示し た浸水予想区域図を作成・公表しています。平成 27年5月の水防法改正を受け、対象降雨を東海豪雨 から想定し得る最大規模の降雨に引き上げた浸水 予想区域図への改定を順次進めています。
- 水質環境基準 環境基本法に基づき、水質汚濁に係る 環境上の条件について、人の健康を保護(健康項 目)、及び生活環境を保全(生活環境項目)する上 で維持することが望ましい基準として政府が定め るものをいいます。
- 清流復活 再生水の有効利用の一環として、流量が減少した都市河川などに再生水を供給することにより、水と緑のある水辺空間に蘇らせ、快適な水辺環境を創出することをいいます。
- 総量規制 昭和53年の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により閉鎖性水域(東京湾等)の水質環境基準の確保を目的に導入されました。従来からの汚濁濃度規制方式に対し、〔排出濃度×排水量〕により算出した汚濁総量による規制方式。CODに加えて、平成16年4月からちっ素、りんについても基準が設けられ適用になりました。
- ソフトプラン (Sewer Optical Fiber Teleway Network PLAN の略) 下水道管内に信頼性の高い光ファイ

バー通信網を構築することにより、ポンプ所・水 再生センター・事業所等の施設の統括管理と情報 の統合化を行い、職場環境の整備と事業の効率的 運営を図る計画のことをいいます。

タ行

- 東京アメッシュ レーダーと地上雨量計により降雨の 強さや分布状況を解析するシステム。雷雨や集中 豪雨の際に、ポンプ所・水再生センターのポンプ を適時適切に運転するために、降雨の状況を的確 に把握することを目的にしています。また、当局 ホームページ及びスマートフォンでも閲覧ができ ます。
- 特定施設 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排水規制の対象となる施設です。 具体的には水質汚濁防止法施行令、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で規定されています。下水道法上も、特定施設を設置する事業場(特定事業場)から下水を排除する者は、直罰、改善命令等による規制の対象となっています。

ナ行

- 内分泌かく乱化学物質 環境ホルモンとも呼ばれ、生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与え、人や野生生物の生殖機能障害、悪性腫瘍などを引き起こす可能性がある外因性の化学物質。
- NaS 電池 ナトリウム硫黄蓄電池。 夜間に NaS 電池に 充電した電力を昼間に活用することで、低廉な電 力の使用、電力負荷の平準化を図ることができます。

ハ行

- **半地下** 建築基準法では、「床が地盤面下にある階で、 床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さ の3分の1以上のものは地階である」としています。 これに当てはまらない地下構造物を一般的に「半 地下」といいます。
- BOD(生物化学的酸素要求量) 水中の有機物質を、 生物学的に5日間分解したときに消費される酸素 量を表したものです。COD、SSとともに水質汚濁 の重要な指標のひとつです。
- 富栄養化 生物生産性の低い貧栄養の湖沼あるいは内 湾、内海等に、生活排水中の栄養塩類(ちっ素・ りんなど)が河川や下水道等をとおして運び込ま れ、濃度が上昇することをいいます。その結果、 プランクトンなどが急激に増殖し、発生した赤潮 により漁業被害が出る場合もあります。

ラ行

- 流域下水道 水質保全を効果的に行うため、都道府県 が二つ以上の市町村から出る下水を集めて、処理 する仕組みのことです。
- 流域別下水道整備総合計画(流総計画) 河川、湖沼、 海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持す るため、水域ごとに策定する下水道整備に関する 総合的な基本計画。東京都は、平成21年7月に「多 摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画」として 国土交通省関東地方整備局長の同意を得ました。
- **粒度調整灰(スーパーアッシュ)** 下水汚泥焼却灰を 粉砕加工して粒子を小さくそろえた汚泥リサイク ル品のひとつです。焼却灰の持っている優れた特 性により、土木工事等で大量に用いられる粘土材 料の替わりに利用することができます。